



井原市
こども
計画

井原市こども計画

計画期間：令和7年～11年度

令和7年3月
井原市

令和7年3月
井原市



はじめに

井原市では、本市の最上位計画である井原市第7次総合計画に基づき、「だれもが主役で活躍できる元気な地域づくり」を目指し、各種施策に取り組んでいます。

総合計画における健康・医療・福祉の基本目標は「子育てしやすく、誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり」であり、この基本目標のもと、「いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン（井原市子ども・子育て支援事業計画）」を、平成27年に第1期、令和2年に第2期の策定を行い、当該計画に基づき、就学前教育・保育施策や地域子ども・子育て支援事業を実施し、こどもと子育て家庭への支援を進めてまいりました。

国においては、令和5年にこども基本法を施行し、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的に、子ども・若者育成支援の推進、こどもの貧困の解消に向けた対策、少子化社会対策の一つにとりまとめた「こども大綱」を策定し、こども・若者・子育て家庭への切れ目ない支援を行うこととしました。

これを受けて、本市では、こども大綱に基づき、こども・若者・子育て家庭を支援していくための市の指針をとりまとめ、第2期計画期間が終了する井原市子ども・子育て支援事業計画と一体的に「井原市こども計画」を策定することといたしました。

本計画の基本理念は、こども大綱の基本理念と、本市の子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、「すべてのこども・若者が個人として尊重され、健やかに成長し、安心してこどもを生み育てられるまち・いばら」としております。この基本理念のもと、こども・若者・子育て家庭を切れ目なく支援してまいります。

本市で育つすべてのこどもたちが個人として尊重され、幸福な生活を送り、結婚や就職の希望を叶え、安心してこどもを生み育てるためには、家庭・保育園や幼稚園・学校・地域・事業所など、地域社会が連携して取り組むことが必要でありますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり慎重なご審議を賜りました、井原市子ども・子育て会議及びこども計画推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、貴重なご意見ご提言をいただいた皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

井原市長



目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格・位置づけ 2
- 3 計画の期間 3
- 4 計画策定の体制 3

第2章 こどもや子育て家庭を取り巻く状況

- 1 統計からみた状況 4
- 2 アンケート調査からみた状況 12

第3章 計画の基本的な方向

- 1 基本理念 20
- 2 基本目標 21
- 3 施策体系 22

第4章 計画の基本施策

- 基本目標1 こども・若者が健やかに育つまちづくり 24
- 基本目標2 こどもを安心して生み育てられるまちづくり 30
- 基本目標3 だれもが未来に希望の持てるまちづくり 40
- 基本目標4 地域ぐるみで子育てのできるまちづくり 48

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

【子ども・子育て支援事業計画】

- 1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載事項 56
- 2 子どものための教育・保育給付 57
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 61
- 4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進に関する体制の確保 70
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保 70

第6章 計画の推進体制

- 1 市の推進体制と進行管理 71
- 2 地域における取り組みや活動との連携 71
- 3 市民及び関係団体等への広報・啓発 72

資料編

- 1 策定体制 73
- 2 策定の経過 74
- 3 子ども・子育て会議条例 75
- 4 こども計画推進協議会設置要綱 77
- 5 諮問書 79
- 6 答申書 81

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン（第1期井原市子ども・子育て支援事業計画）」を、令和2年3月には、第1期計画を継承した「いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン（第2期井原市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子どもたちが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備に取り組んでまいりました。

全国的に少子高齢化や核家族化、過疎化が進む中、子どもや若者を取り巻く状況として、いじめ・ひきこもり・孤立の顕在化など子どもの居場所をめぐる課題、ヤングケアラー・児童虐待や経済格差など家庭環境をめぐる問題、あるいは所得の不安定さを一因とした結婚を希望する若者の減少傾向など、さまざまな課題が指摘されています。

国ではこうした状況に対応するため、令和5年4月に、日本国憲法と児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、社会全体で子ども施策に取り組むため「こども基本法」を制定するとともに、同年12月に「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の三つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」を策定し、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現に向け取り組むこととしています。

本市においても、令和5年11月に、「こどもまんなか」の趣旨に賛同する市内企業とともに「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、地域社会全体でこどもの最善の利益を考え取り組んでいくこととしました。

これらを踏まえて、本市では、子育て・保育・教育の支援といった子育て家庭への支援とあわせ、次代を担う子どもたちが、個人として尊重され、切れ目のない支援を受けて、夢や希望をもって生きることが支援するため、「いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン（井原市子ども・子育て支援事業計画）」と、子どもたちの育ちを家庭・学校・地域全体が支援していくための取り組みの指針となる「市町村こども計画」とを「井原市こども計画」として一体的に策定します。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条の規定に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困解消対策計画」を包含しています。

併せて、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」である「いばらっ子ぼっけえすくすくプラン 第2期井原市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策行動計画を含む）」を継承した第3期井原市子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定するものです。

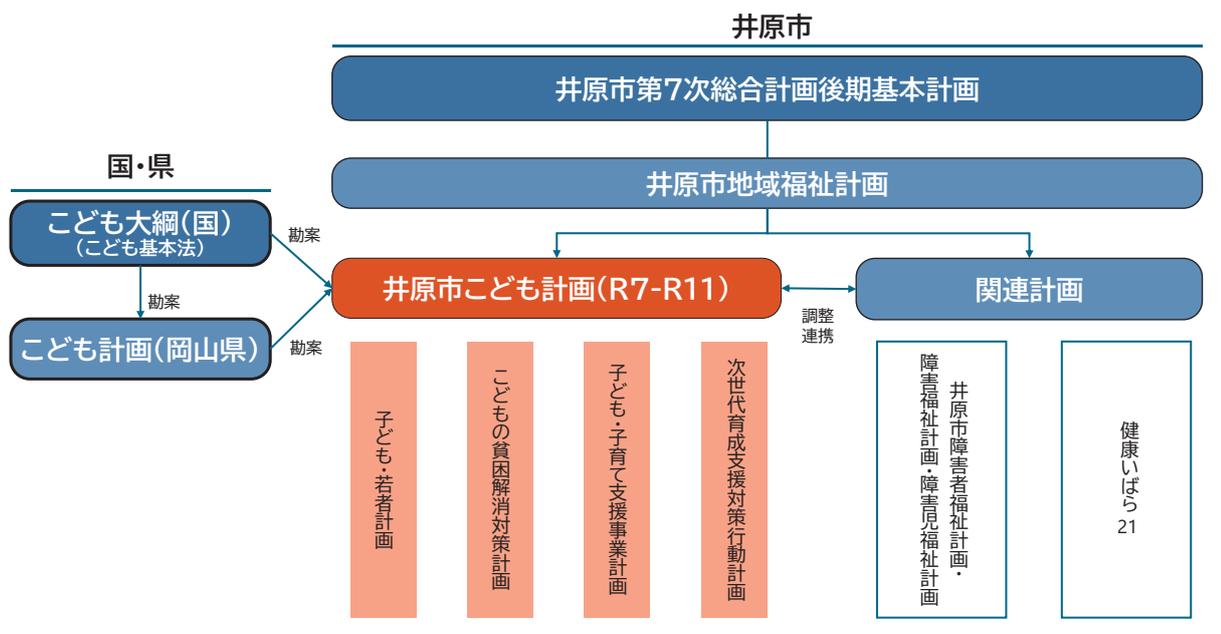
また、井原市第7次総合計画及び井原市地域福祉計画を上位計画として、関連計画との整合性を図ります。

こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第10条第2項 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第10条第5項 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

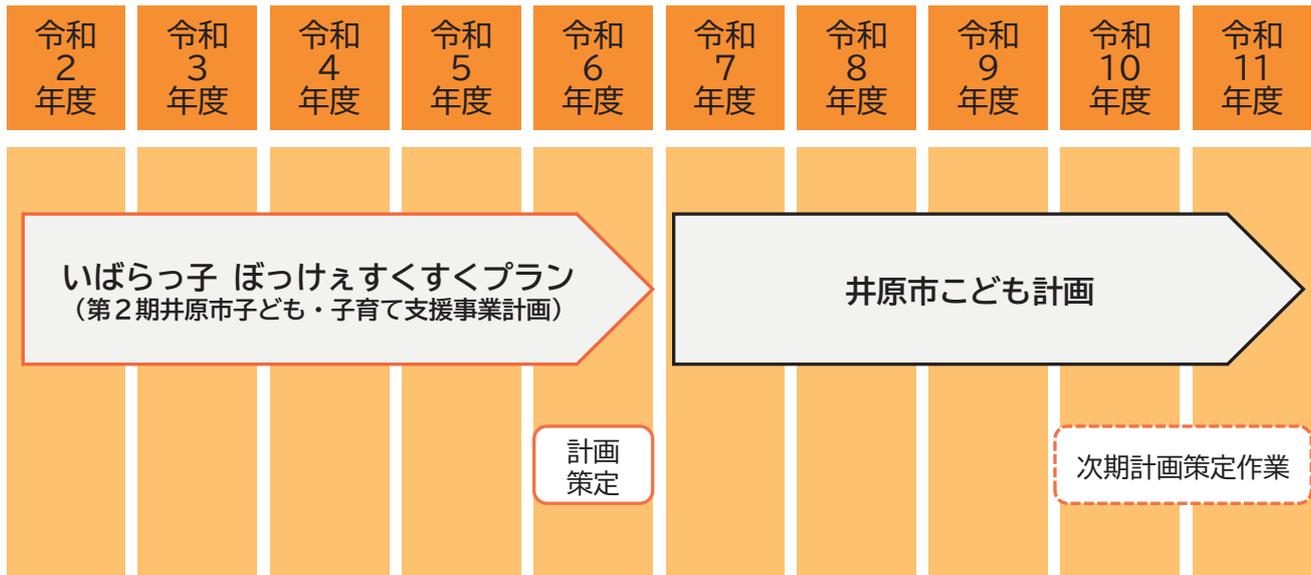


*計画策定にあたっては関連計画との調整と連携を図ります

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「こども大綱」が今後5年程度を見据えたこども施策の基本的方針とされていることや、子ども・子育て支援事業計画の計画期間が5年間とされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の実施状況は、毎年把握を行うとともに、子ども・子育て支援事業計画の内容については、計画内容と実態との乖離が見られる場合、計画の中間年において見直しを行うものとします。



4 計画策定の体制

(1) 井原市こども計画推進協議会、子ども・子育て会議の開催

学識経験者、こどもの保護者、関係団体の代表者、公募委員で構成する「井原市こども計画推進協議会」及び「井原市子ども・子育て会議」を設置して、こども計画及び子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

※こども計画推進協議会：井原市こども計画推進協議会設置要綱に基づき、市町村こども計画について審議するための会議（施策の基本的方針を審議）

※子ども・子育て会議：井原市子ども・子育て会議条例に基づき、子ども・子育て支援事業計画について審議するための会議（具体的な実施計画を審議）

(2) パブリック・コメントの実施

計画策定に当たり、パブリック・コメントを実施し、広く市民の方からの意見を募りました。

第1章
計画策定にあたって

第2章
取り巻く状況
こどもや子育て家庭を

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
教育・保育及び地域子ども
と子育て支援事業の量の見込み
と提供体制

第6章
計画の推進体制

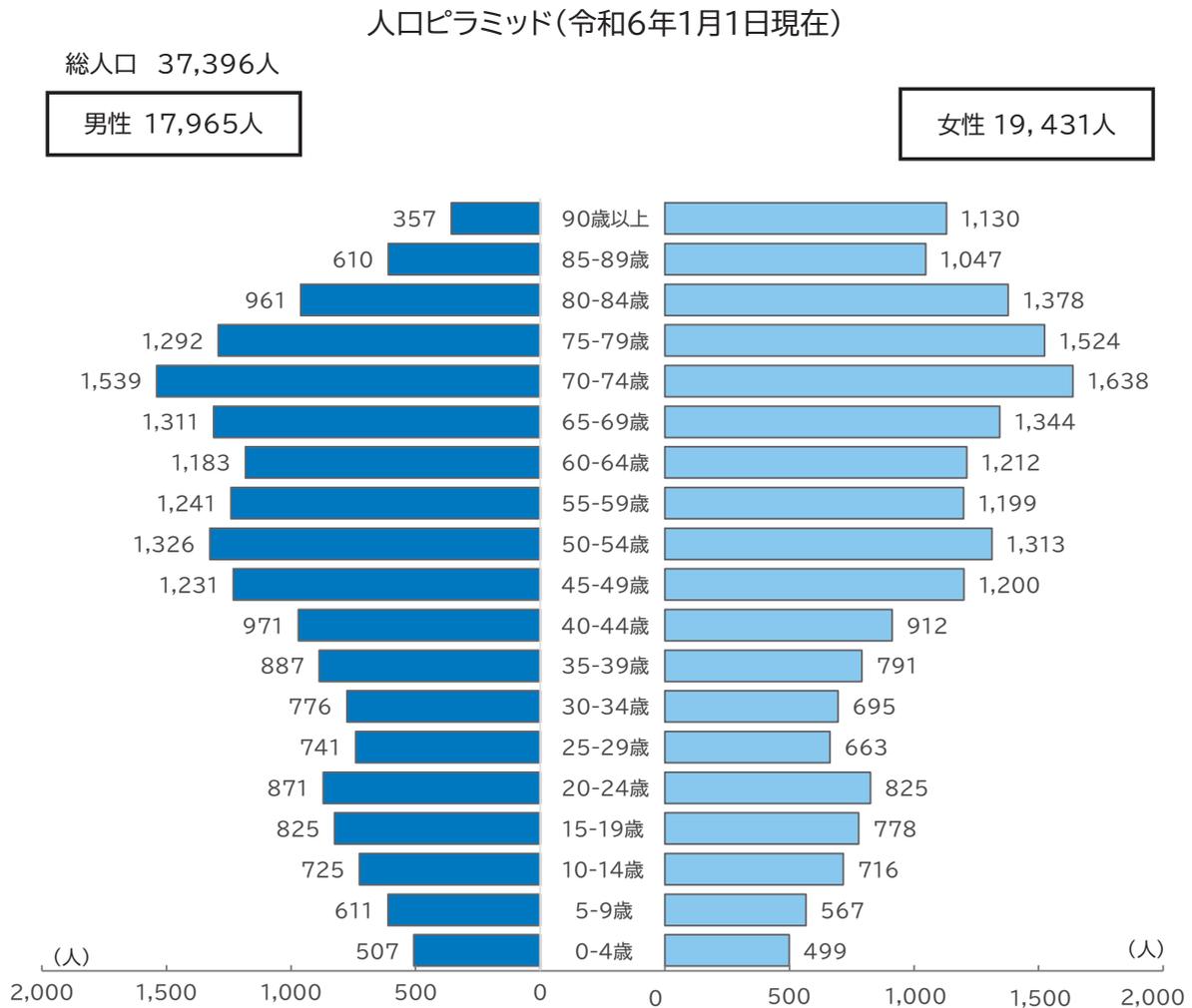
資料編

第2章 こどもや子育て家庭を取り巻く状況

1 統計からみた状況

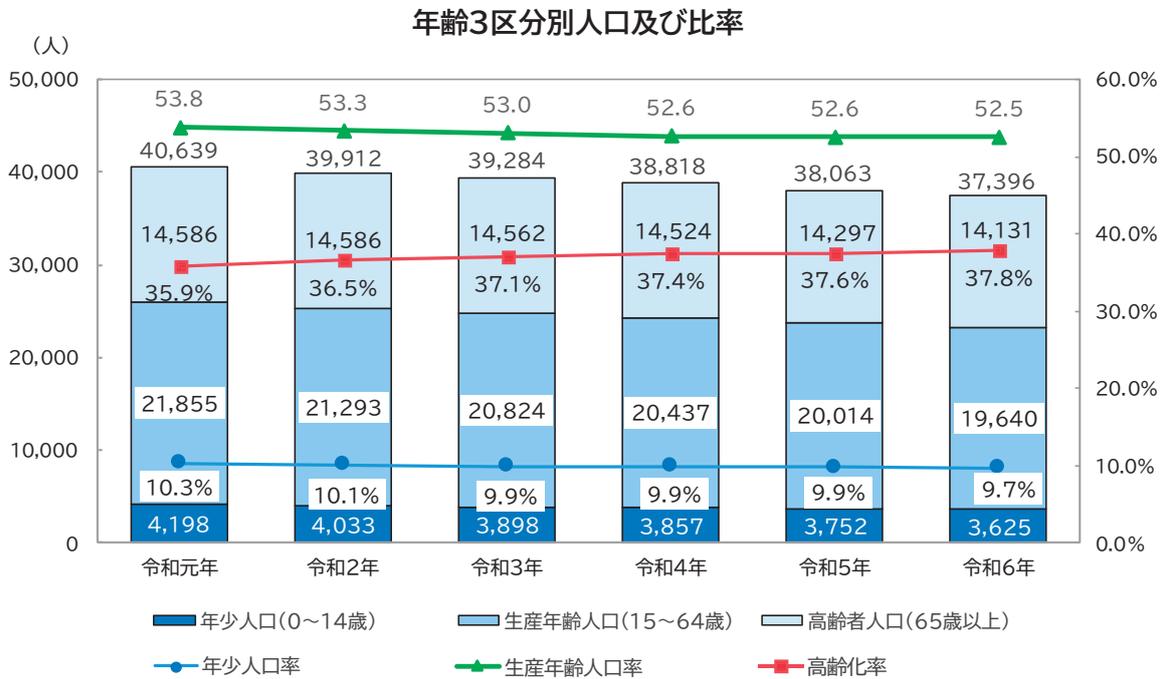
(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和6年1月1日現在で37,396人（男性：17,965人、女性：19,431人）となっており、人口ピラミッドで見ると、年齢5歳階級別では男女ともに「70-74歳」の団塊の世代に近い層の人口が多く、「30-34歳」「25-29歳」の子育て世代の若者や14歳以下のこどもの人口が少ないことがわかります。



資料：住民基本台帳

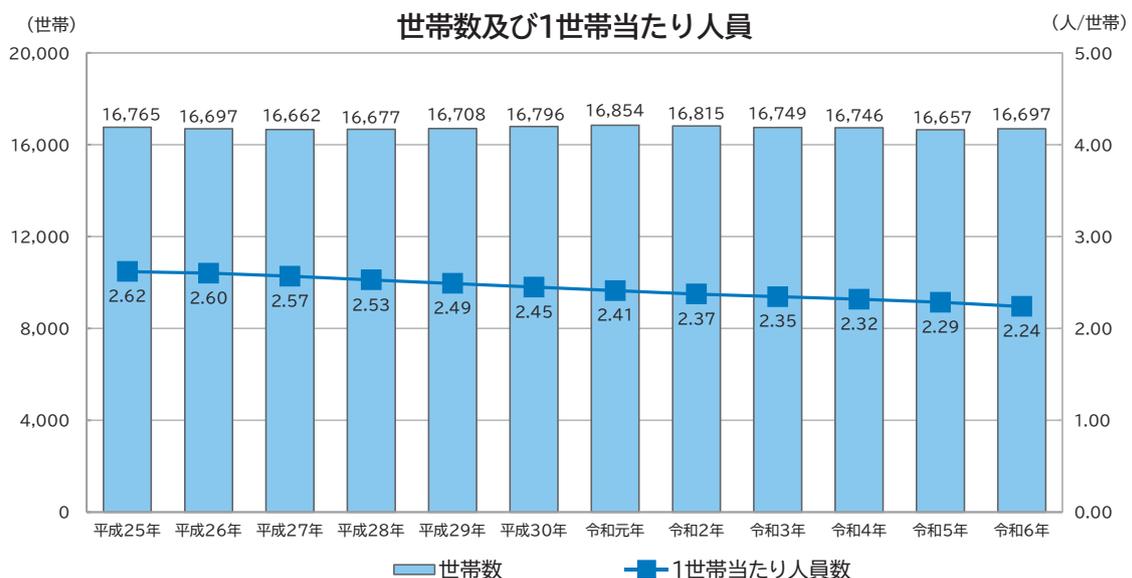
年齢3区分別の人口構成比をみると、令和6年では年少人口（14歳以下）は3,625人、生産年齢人口（15～64歳）は19,640人、高齢者人口（65歳以上）は14,131人となっています。年少人口と生産年齢人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は令和元年以降緩やかな減少傾向にあり、令和6年1月1日現在で16,697世帯となっています。また、1世帯当たり的人员数（人/世帯数）は、平成25年の2.62人/世帯から令和6年で2.24人/世帯となっており、世帯数、1世帯当たり人員ともに緩やかな減少で推移しています。



※総人口には年齢不詳人口を含む

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 出生の動向

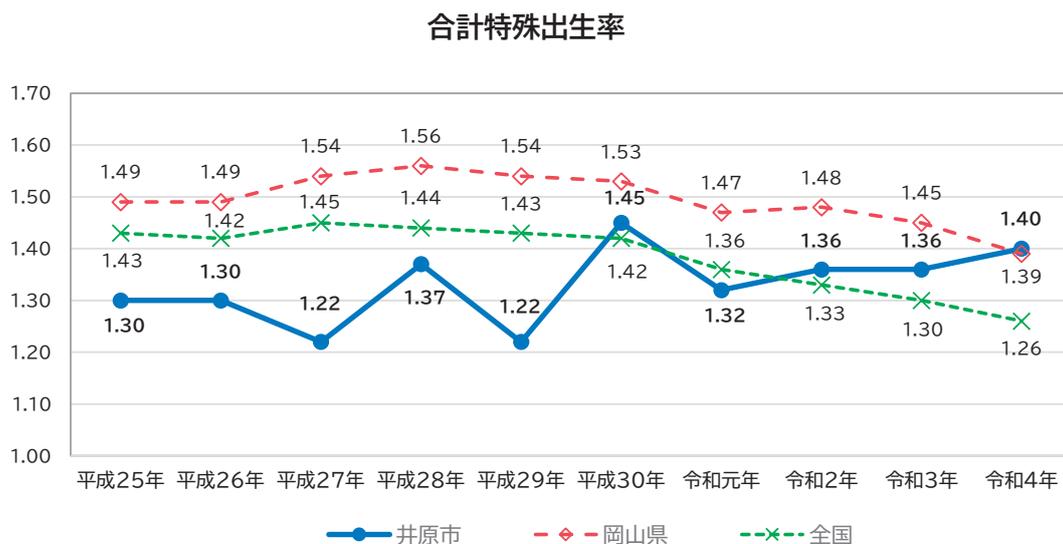
本市の出生数は、緩やかな増減を繰り返しながら減少傾向で推移しており、令和4年は185人となっています。

人口1,000人当たりにおける出生数を指す出生率は概ね横ばいで推移しています。

また、1人の女性が一生のうちに産むこどもの数の指標となる「合計特殊出生率」は、平成25年から増減を繰り返しながら推移しており、令和4年は1.40と全国結果及び岡山県結果を上回っています。



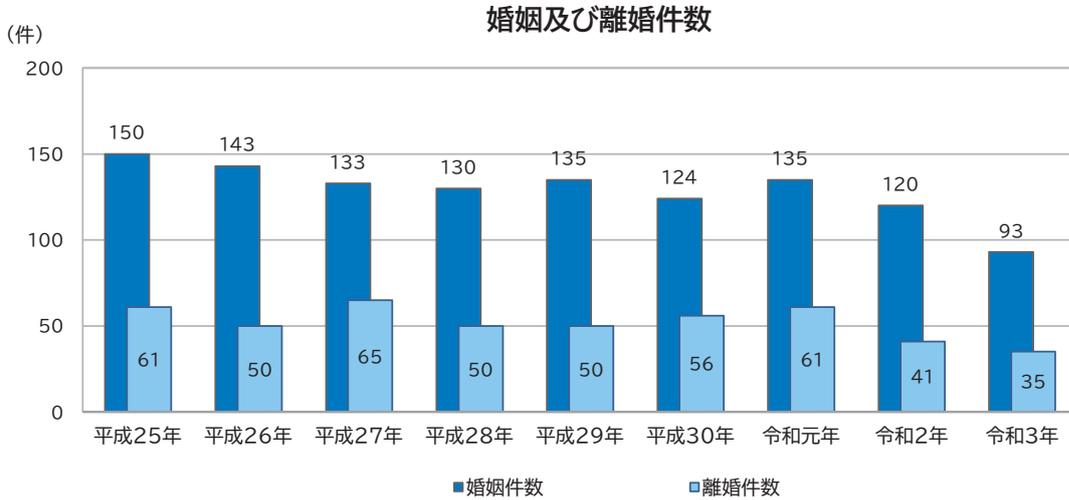
資料：人口動態調査



資料：人口動態調査

(4) 婚姻の動向

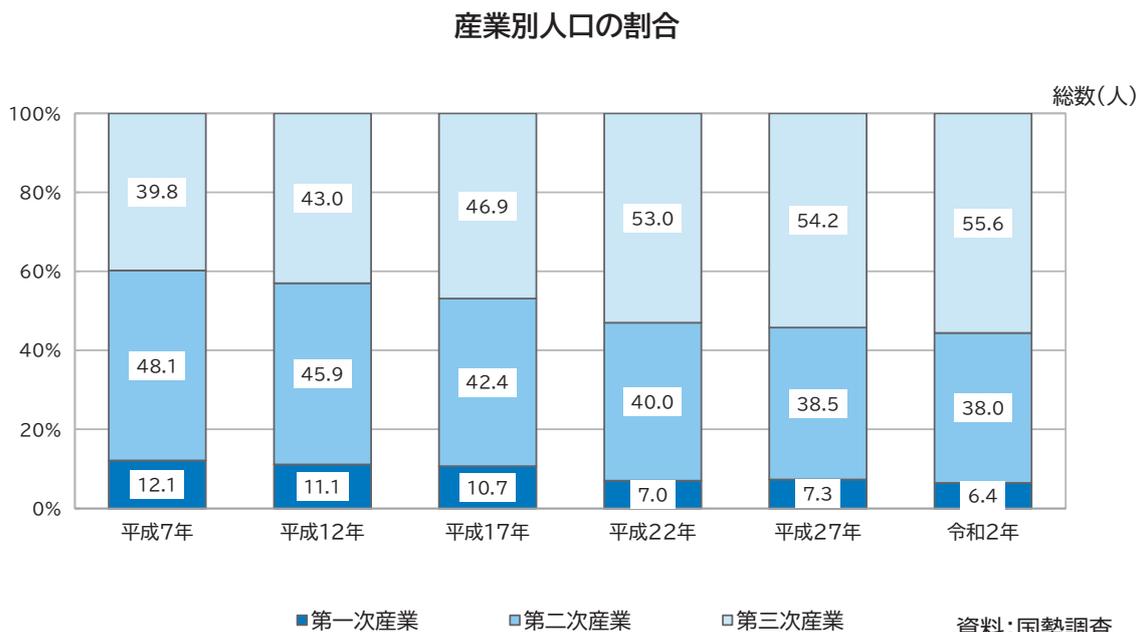
婚姻及び離婚件数は増減を繰り返しながら、減少傾向で推移しています。令和3年の婚姻件数は93件、離婚件数は35件となっています。



資料：人口動態調査

(5) 産業別就業人口

本市の産業別就業人口は、第一次産業（農業・林業・漁業）と第二次産業（鉱業・建設業・製造業）は減少傾向にあり、その一方で、第三次産業（運輸・小売・飲食・金融・サービス業など）の人口の割合は増加傾向にあり、令和2年では、55.6%となっています。



(6) 子育て世代の就労状況

本市の子育て世代（20歳以上45歳未満）の就業率は、岡山県の実績と比較すると、男女ともに高く、特に女性の割合が高くなっています。



資料：国勢調査

(7) 女性の就業状況

本市における女性の就業率をみると、各年代で就業率は上がっているものの、30歳代前半に一旦低下し、その後、再び上昇のピークを迎える40歳代後半の就業率は20歳代後半のピーク時には戻っていない状況がうかがえます。

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代を谷として、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になっていましたが、就業状況に大きな変化が生じています。



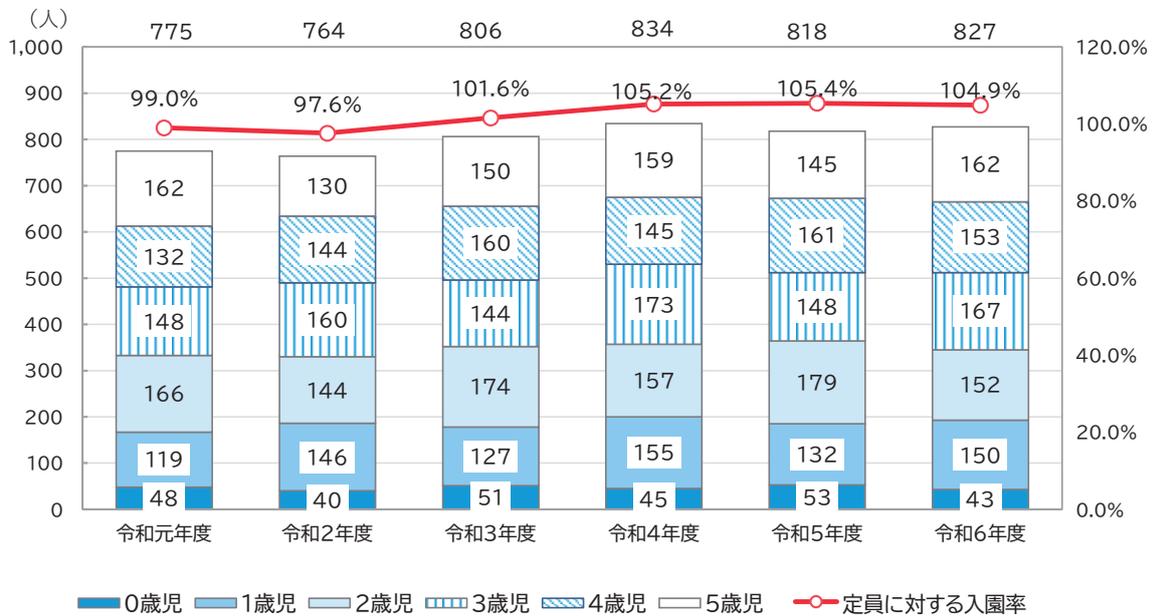
資料：国勢調査

(8) 保育の状況

保育園の利用定員に対する入園率は、令和3年度以降100%を上回る状況が続いています。

(施設の面積や保育士に係る基準を確保できている場合は、利用定員を超えた弾力的な対応が認められています。)

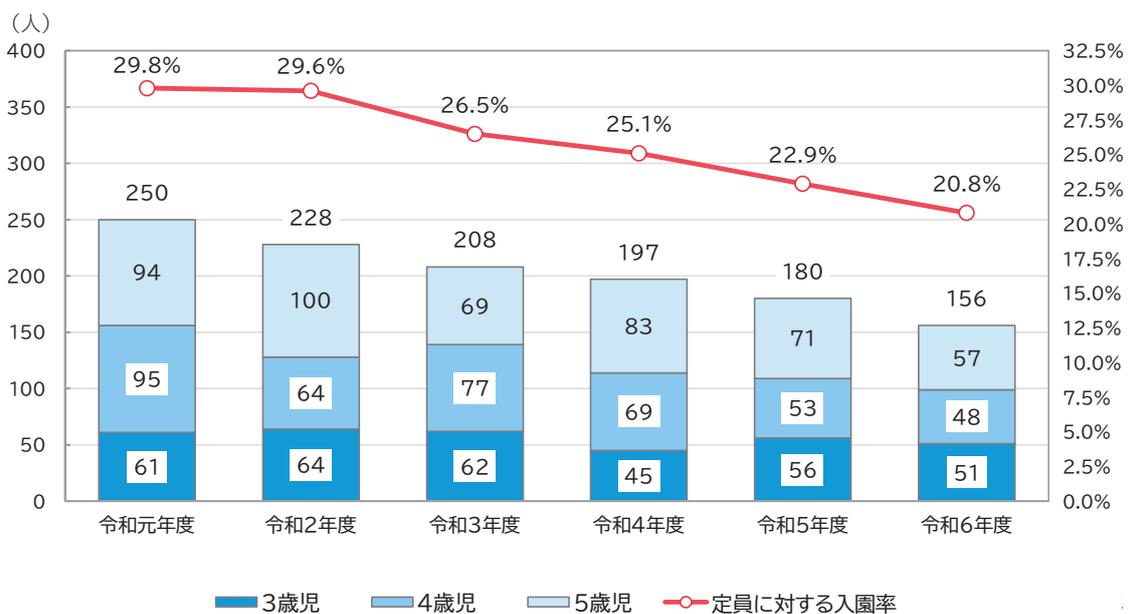
保育園児童数の推移



資料：井原市(各年度4月1日現在)

幼稚園児童数は減少しており、令和6年度には156人、定員に対する入園率が20.8%と定員数を大幅に下回っています。

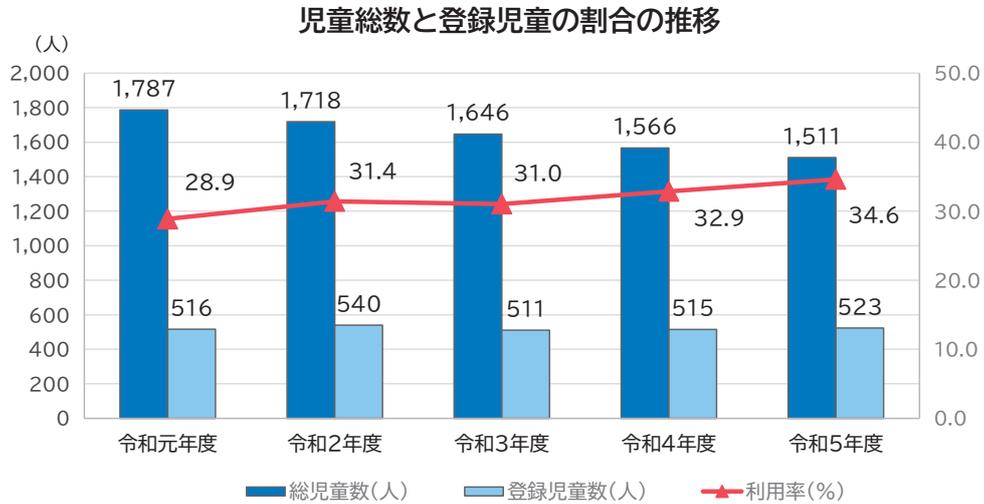
幼稚園児童数の推移



資料：井原市(各年度5月1日現在)

(9) 放課後児童クラブの利用状況

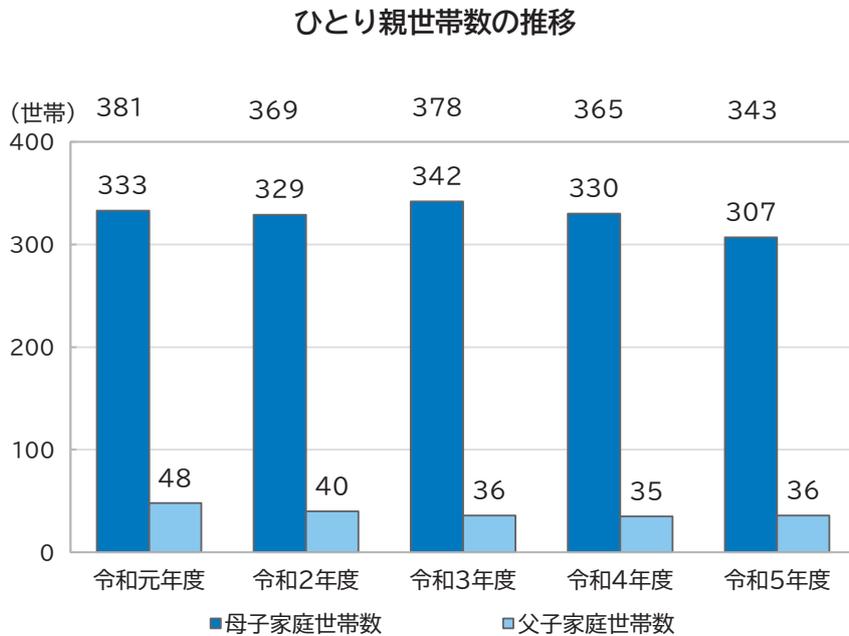
小学生が減少する中であっても、放課後児童クラブの登録児童数は緩やかな増加傾向となっており、令和5年度では1クラブ増えて18クラブとなり、523人が利用しています。



資料：井原市(各年度の各月登録児童数の平均)

(10) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、増減を繰り返しながら推移していますが、令和5年度では母子家庭は307世帯、父子家庭は36世帯となり、全世帯数に占めるひとり親世帯数は約2%となります。

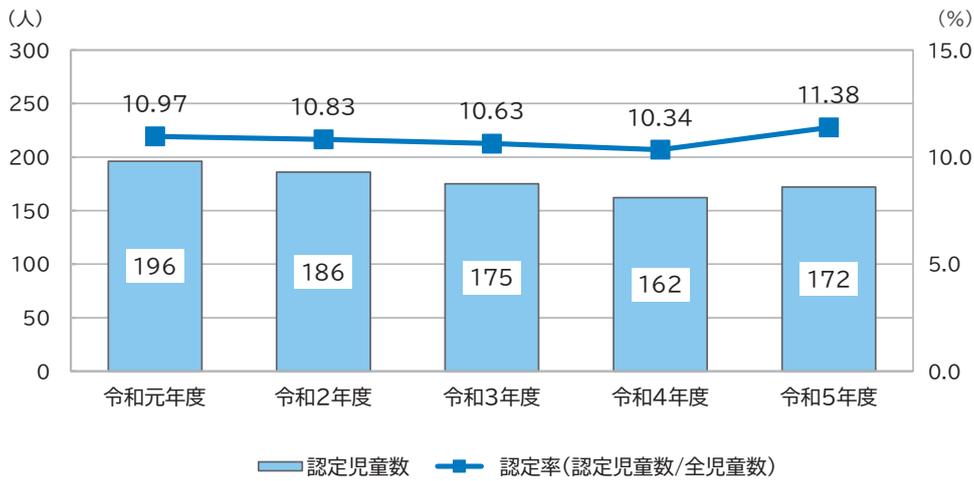


資料：井原市(各年度4月末時点)

(11) 就学援助認定者の状況

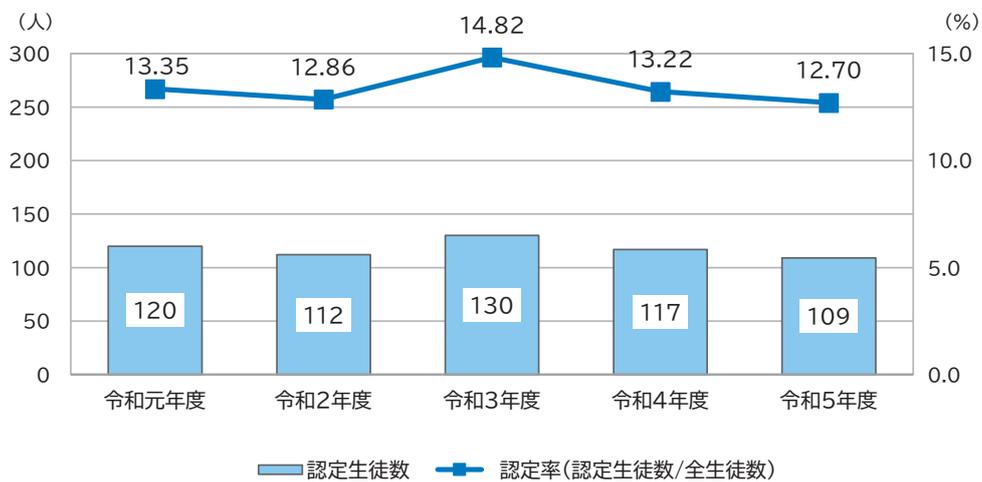
就学援助認定者は、緩やかに増減しながら推移していますが、令和5年度では小学生で、認定児童数は172人、認定率（認定児童数/全児童数）は11.38%と、前年度と比較して1ポイント増加しています。中学生については、認定児童数は109人、認定率（認定児童数/全児童数）は12.70%と令和3年度と比較すると、減少傾向にあります。

就学援助認定者数（小学生）



資料：井原市(各年度末時点)

就学援助認定者数（中学生）



資料：井原市(各年度末時点)

2 アンケート調査からみた状況

(1) 調査概要

こども・若者・子育て世帯からの意見要望を把握するため、令和6年2月に下記調査を実施しました。

調査名称	調査対象	調査方法	回収数（回収率）
子ども・子育て支援ニーズ調査	・就学前児童の保護者 985件	・郵送配付・郵送及びインターネット回収	534件 (54.2%)
	・小学1～4年生の保護者 813件	・学校を通じ配付・回収	671件 (82.5%)
こどもの生活実態調査	・小学5年生児童・保護者 各267人	・学校を通じ配付・回収	児童：223件 (83.5%) 保護者：243件 (91.0%)
	・中学2年生生徒・保護者 各288人	・学校を通じ配付・回収	生徒：228件 (79.2%) 保護者：214件 (74.3%)
青少年の意識等に関する調査	・小学5年生児童 267人	・学校を通じ配付・回収	227件 (85.0%)
	・中学1・2年生生徒 561人 ・高校生（高校1・2年生相当年齢の若者） 641人	・中学生生徒：学校を通じ配付・回収 ・高校生（高校1・2年生相当年齢の若者）：郵送配付・郵送及びインターネット回収	683件 (56.8%)
	・小学5年生児童の保護者 267人 ・中学1・2年生生徒の保護者 561人 ・高校生（高校1・2年生相当年齢の若者）の保護者 641人	・小学5年生児童・中学1・2年生生徒の保護者：学校を通じて配付・回収 ・高校生（高校1・2年生相当年齢の若者）の保護者：郵送配付・郵送及びインターネット回収	966件 (65.8%)

また本計画策定においては、岡山県が令和5年9月から11月にかけて実施した下記調査の結果を活用しています。

調査名称	調査対象	調査方法	回収数（回収率）
第一群 結婚、出産、子育てに関する県民意識調査	・2023年8月時点で20歳～49歳の岡山県内在住者 56,837人 ・市町村の住民基本台帳から無作為に抽出	・郵送配付 ・郵送又はインターネット回収	14,333件 (25.2%)
第二群 子育てに関する県民意識調査（子どものいる世帯調査）	・0歳から小学校3年生までの子どもと同居する子育て世帯の親等 17,479世帯 ・市町村ごとに保育園、小学校等の立地バランスを考慮して保育園、学校等を抽出	・保育園・幼稚園・学校等による直接配付 ・郵送又はインターネット回収	6,425世帯 (36.8%)
第三群 結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査	・県立高等学校（全日制課程・定時制課程）の2年生及び3年生（中等教育学校の5年生及び6年生を含む）の全生徒 18,463人	・高校を通じた調査依頼書（調査サイトへのリンクを掲載）の高校生への配付 ・インターネット回収	9,706件 (52.6%)
青少年の意識等に関する調査（小・中・高校生とその保護者調査のみ活用）	・県内在住の小学校5年生から高校3年生までの児童生徒・保護者 各2,739人	・学校を通じて調査票を配付 ・学校又は郵送で回収（小、中学生） ・インターネットで回収（高校生） ・郵送又はインターネットで回収（保護者）	（小・中・高校生） 2,078件 (75.9%) （保護者） 1,494件 (54.5%)

(2) アンケート結果

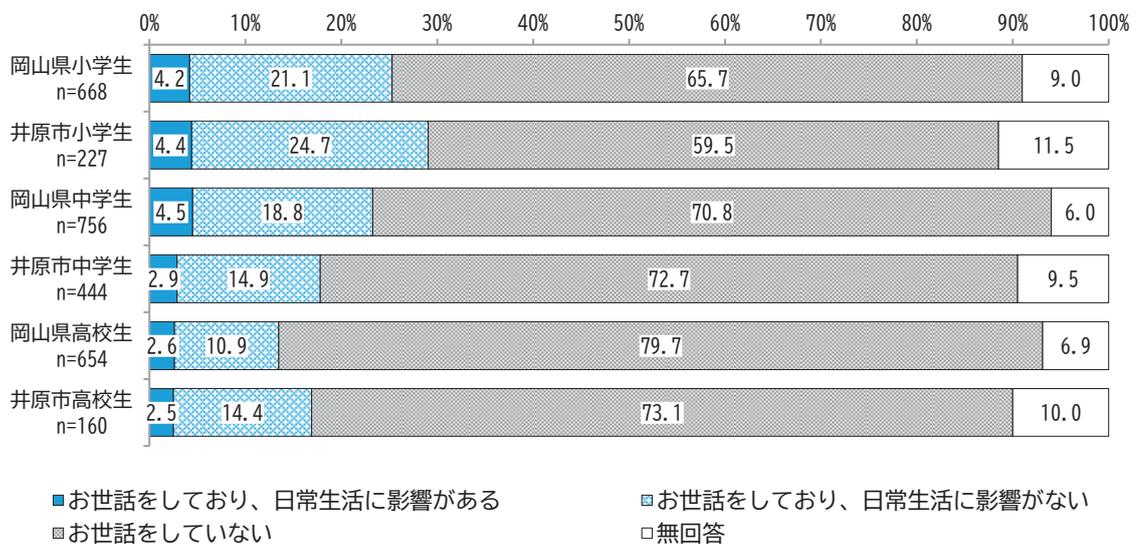
①家族のお世話の状況（児童生徒調査）

○家族のお世話の状況

家族のだれか一人でも「お世話をしている」と回答した児童生徒は、小学生で29.1%、中学生で17.8%、高校生で16.9%となっています。

家族のお世話の結果、日常生活に影響があると回答した児童生徒は、小学生で4.4%、中学生で2.9%、高校生で2.5%となっています。

※アンケート結果のグラフ中、「n = (数値)」のnは回答数を表します。



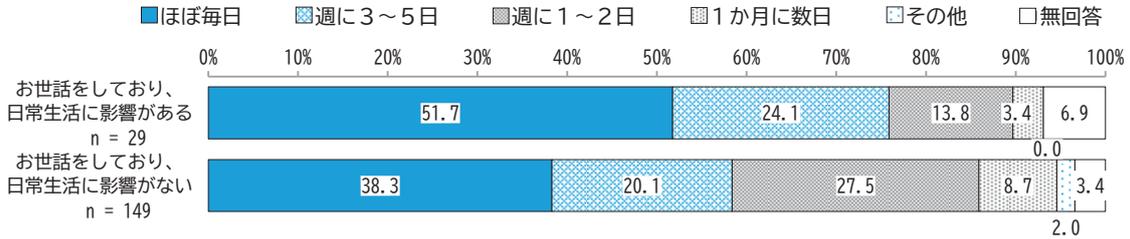
【凡例の区分について】

※「お世話をしていることで、次のような経験を毎日のようにしたことがありますか。」の質問に対する回答で、

- ・「学校を休んでしまう」「遅刻や早退をしてしまう」「宿題や予習復習など勉強する時間がない」「睡眠時間が足りない」「友人と遊ぶことができない」「部活動ができない」「塾や習い事ができない」「自分の時間がとれない」「その他」を選択した者を『お世話をしており、日常生活に影響がある』で分類する
- ・「特になし」を選択した者を『お世話をしており、日常生活に影響がない』で分類する

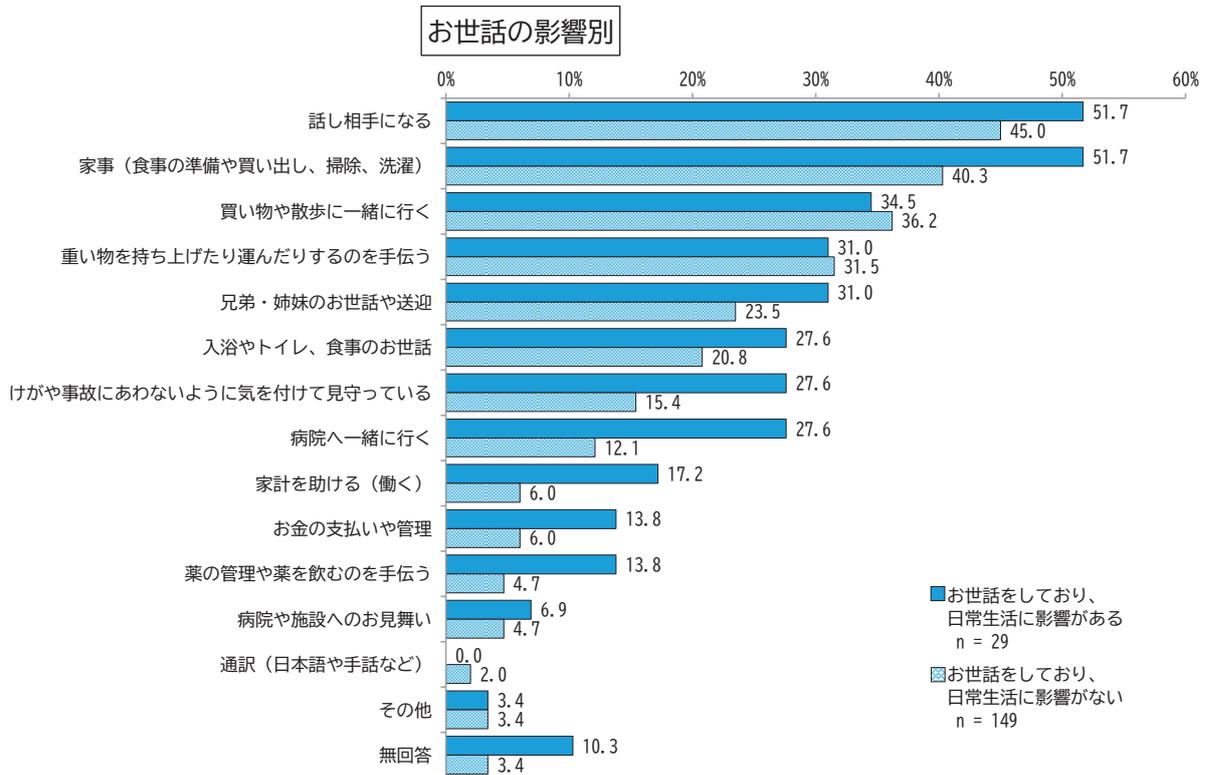
○お世話の頻度

お世話の結果、日常生活に影響があると回答した回答者のお世話の頻度は、「ほぼ毎日」、「週に3～5日」の割合が高くなっています。



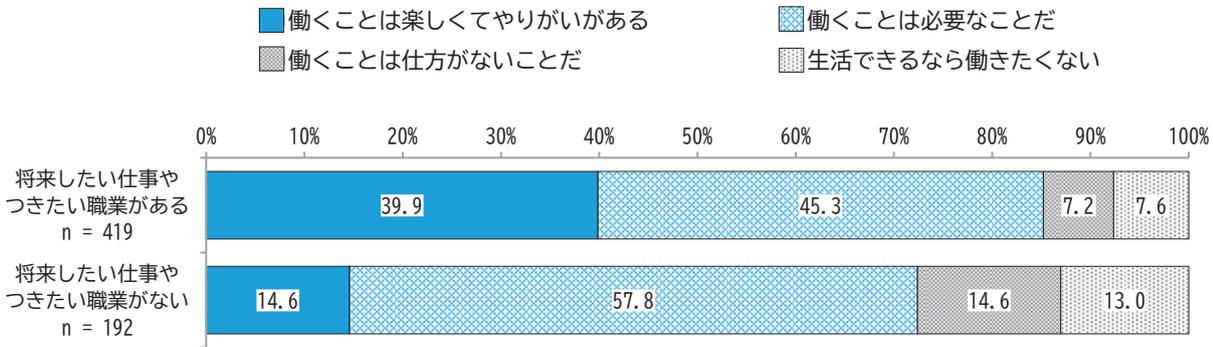
○お世話の内容

お世話の内容について、「話し相手になる」、「家事（食事の準備や買い出し、掃除、洗濯）」、「買い物や散歩と一緒にいく」の順で割合が高くなっています。



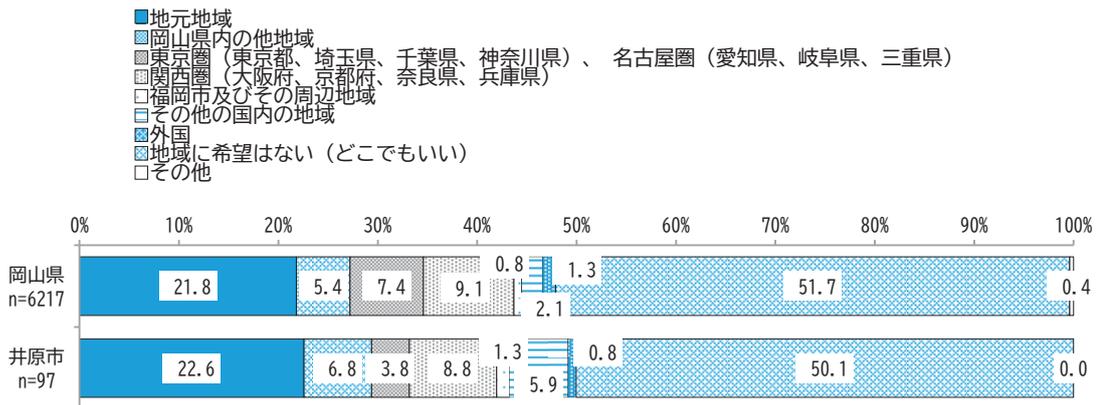
②将来つきたい職業の有無と働くことへの考え方の関係（中高校生調査）

働くことへの考え方について、「将来したい仕事やつきたい職業がある」と答えた中高校生では、「働くことは楽しくてやりがいがある」と回答した割合が39.9%であるのに対し、「将来したい仕事やつきたい職業がない」と答えた中高校生では、「働くことは楽しくてやりがいがある」と回答した割合は14.6%となっています。



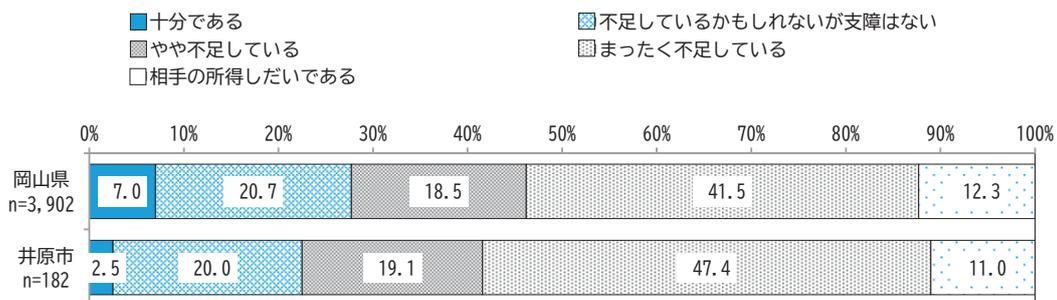
③結婚後に暮らしたい地域（高校生調査）

高校生の結婚後に暮らしたい地域の希望については、地元地域が約2割となっています。



④所得のゆとり感（若者（20～49歳代）調査）

「結婚生活（子育てを含む）を送るとしたら、現在のあなたの所得についてどのように考えられますか」について、『十分である』（「十分である」「不足しているかもしれないが支障はない」）の割合は岡山県が27.7%、井原市は22.5%と低くなっています。



⑤こどもの希望について（若者・子育て世代・高校生調査）

○夫婦のこどもの数の希望と現実

希望するこどもの数は、第1群（20～49歳）と第3群（高校2～3年生）の希望と現実の数に差は見られず、「2人」の割合が約5割となっています。

第2群（子どものいる世帯）では、希望は「3人」の割合が約5割と高くなっている一方で、現実には「2人」の割合が約5割と高くなっています。

※「-」は選択肢なし

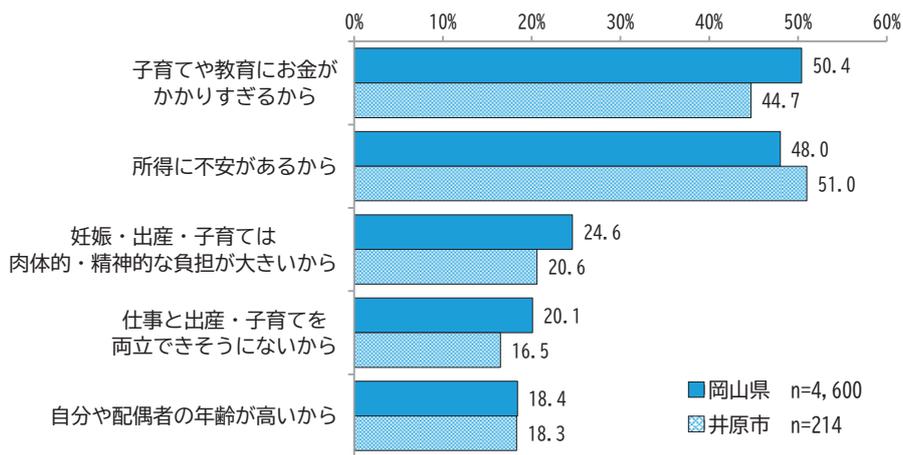
			合計	1人	2人	3人	4人	5人以上	子どもは 欲しくない	わから ない
第1群	希望	岡山県	14,003	8.9	53.2	25.8	2.6	1.2	8.3	-
		井原市	634	7.0	50.5	30.4	3.5	0.6	7.9	-
	現実	岡山県	13,978	22.5	48.9	16.2	1.6	0.6	-	-
		井原市	631	20.9	44.8	18.8	2.3	1.2	-	-
第2群	希望	岡山県	6,399	4.5	38.8	45.6	7.4	3.6	0.1	-
		井原市	296	4.4	33.1	53.0	6.8	2.7	0.0	-
	現実	岡山県	6,392	13.3	49.1	30.1	5.6	1.9	-	-
		井原市	296	10.8	48.0	34.5	6.4	0.3	-	-
第3群	希望	岡山県	9,706	9.1	56.0	19.0	1.2	1.3	13.4	-
		井原市	167	9.0	53.1	23.5	2.2	3.5	8.8	-
	現実	岡山県	9,706	12.9	42.7	10.0	0.8	1.0	6.8	25.9
		井原市	167	13.7	45.8	11.2	0.5	1.5	5.8	21.5

※「現実」：「現実を持てると思うこどもの数」の集計

○希望のこどもの数を持たない理由（若者（20～49歳代）調査）

希望のこども数を持たない理由について、岡山県、井原市ともに、半数近くの人が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」「所得に不安があるから」と答えています。

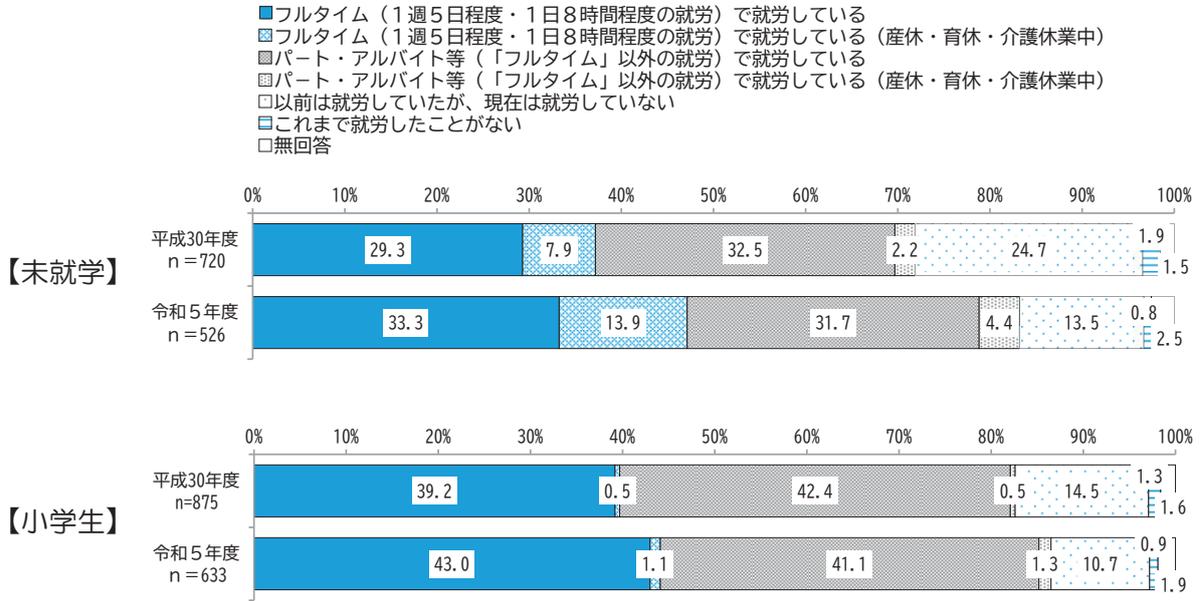
※上位5位の回答を抜粋



⑥子育て世帯の状況（こども（未就学児・小学生）の保護者調査）

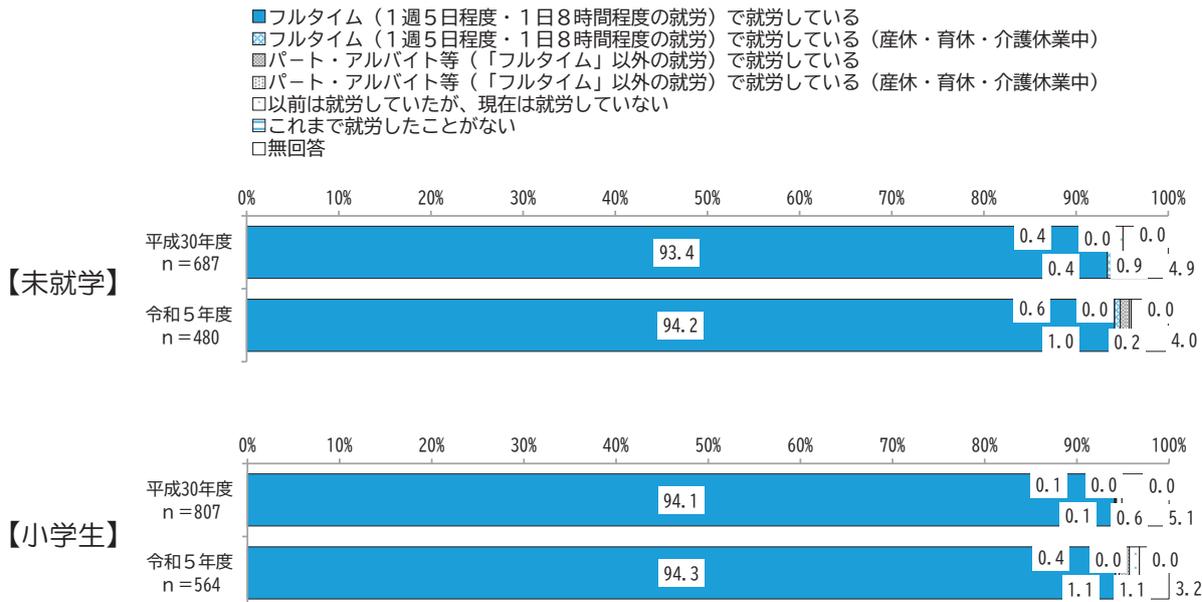
○母親の就労状況

母親の就労状況は、未就学世帯・小学生世帯いずれも平成30年度に比べ「フルタイム」の割合が増加しています。



○父親の就労状況

父親の就労状況は、平成30年度同様、就学前児・小学生世帯いずれも「フルタイム」が約9割となっています。



第1章
計画策定にあたって

第2章
取り巻く状況

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
子育て・保育及び地域子どもと、子育て支援事業の量の見込み

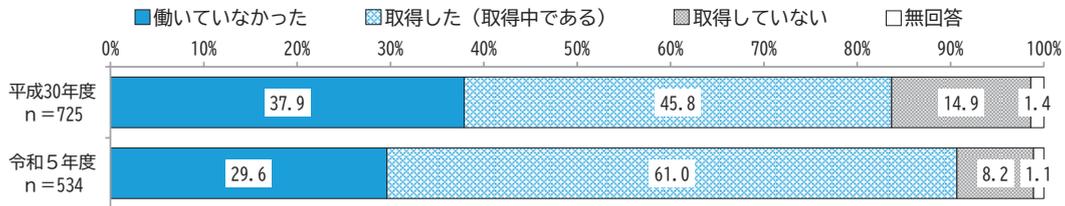
第6章
計画の推進体制

資料編

○母親の育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」との回答は平成30年度から15.2ポイント増加し、61.0%となっています。

【未就学】



○母親の育児休業の取得期間

育児休業を取得した（取得中である）母親に、取得期間について聞いたところ、「1年以上～1年6か月未満」が最も多く49.1%となっています。

【平成30年度】 n=332

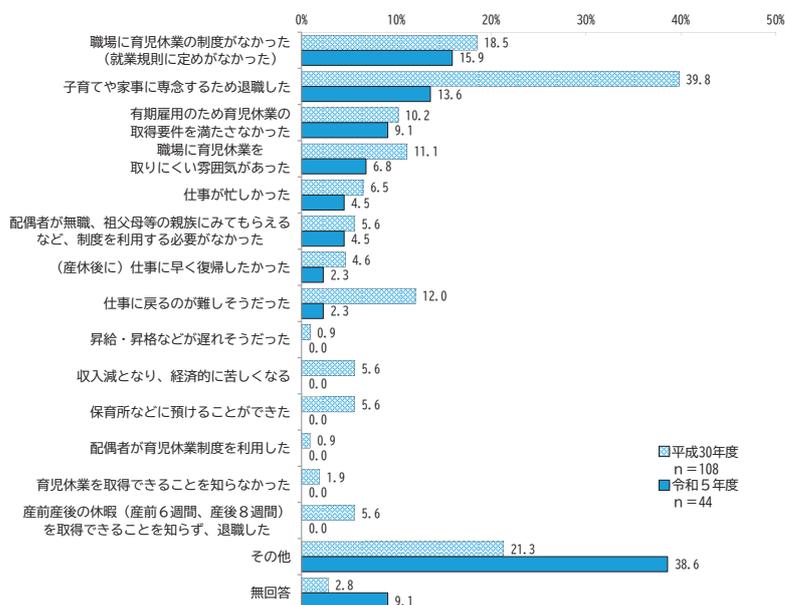
カテゴリ	平成30年度 (%)
6か月未満	5.7
6か月以上～1年未満	20.8
1年以上～1年6か月未満	54.5
1年6か月以上～2年未満	5.4
2年以上～2年6か月未満	3.0
2年6か月以上～3年未満	1.8
3年以上	3.6
無回答	5.2
(%)	100.0

【令和5年度】 n=326

カテゴリ	令和5年度 (%)
6か月未満	9.2
6か月以上～1年未満	17.8
1年以上～1年6か月未満	49.1
1年6か月以上～2年未満	5.8
2年以上～2年6か月未満	3.1
2年6か月以上～3年未満	0.9
3年以上	2.4
無回答	11.7
(%)	100.0

○母親の育児休業を取得しなかった理由

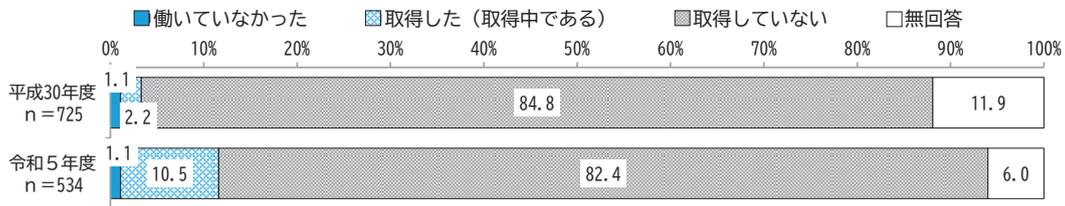
育児休業を取得していない母親に取得していない理由について聞いたところ、平成30年度と比較して「子育てや家事に専念するため退職した」は26.2ポイント減少し、13.6%となっています。（複数回答）



○父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」との回答は平成30年度から8.3ポイント増加し、10.5%となっています。

【未就学】



○父親の育児休業の取得期間

育児休業を取得した（取得中である）父親に、取得期間について聞いたところ、「1週間」が最も多く25.0%となっています。また、平成30年度と比較して、「1か月以上～2か月未満」（令和5年度では「4週間」と「5～7週間」の合計）が10.7ポイント増加しています。

【平成30年度】

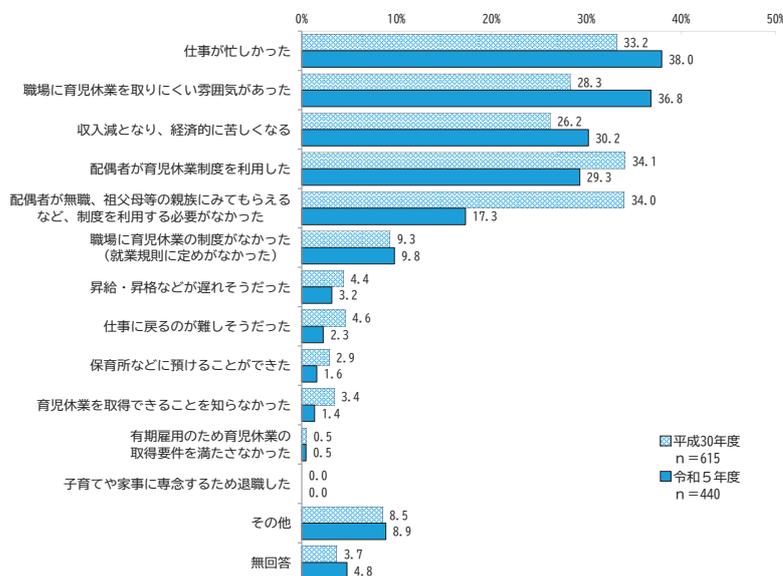
カテゴリ	平成30年度 (%)
10日未満	43.8
10日以上～20日未満	12.5
20日以上～1か月未満	6.3
1か月以上～2か月未満	12.5
2か月以上～3か月未満	0.0
3か月以上～6か月未満	6.3
6か月以上	12.5
無回答	6.1
(%)	100.0

【令和5年度】

カテゴリ	令和5年度 (%)
1週間	25.0
2週間	19.6
3週間	5.4
4週間	21.4
5～7週間	1.8
8～11週間	8.9
12～23週間	10.7
24週間以上	3.6
無回答	3.6
(%)	100.0

○父親の育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取得していない父親に取得していない理由について聞いたところ、平成30年度と比較して「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」は8.5ポイント減少し、17.3%となっています。（複数回答）



第3章 計画の基本的な方向

本計画の上位計画である「井原市第7次総合計画」では、「輝くひと 未来創造都市 いばら」の基本理念のもと、将来像に「安全・安心・健康・便利なくらしができています」、「故郷を愛し、やさしい人が育っています」、「豊かな資源を大切にし、創造・発展・発信しています」、「みんなでまちをつくっています」の4つを掲げ、市民・事業者・行政等、本市のすべての構成主体が、子育て支援を始め、様々な取り組みを行っています。

井原市こども計画では、総合計画の基本目標にある「子育てしやすく、誰もが生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり」及び「伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり」における、子育て支援の充実や、心と体を育てる教育の充実、郷土愛の醸成を推進していきます。

1 基本理念

すべての子ども・若者が個人として尊重され、健やかに成長し、
安心して子どもを産み育てられるまち・いばら

本計画では、第1期及び第2期の子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「子どもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを実感でき、安心して子どもを産み育てられるまち・いばら」を継承しつつ、こども大綱に基づいて、すべての子ども・若者が個人として尊重され、幸福な生活を送ることができるよう、切れ目なく支援するとともに、子育て家庭の保護者が子育てに喜びや楽しみを実感しながら、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するために、次に掲げる4項目を基本目標として設定します。

(1) 子ども・若者が健やかに育つまちづくり

すべての子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の最善の利益を図ることを第一に考える社会を目指すとともに、子ども・若者が施策に関して意見表明しやすい環境を整えていきます。

自然体験・社会体験・運動・遊び・文化活動等、こどもの健全育成を促進し、こどもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。また、こどもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成に取り組み、こどもの生きる力を育成し、こどもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

そして、進学、就職、結婚など重要なライフイベントが重なる青年期においては、若者の進学・就職・結婚における希望を叶えるための取り組みを行います。

(2) こどもを安心して生み育てられるまちづくり

子育てに対する心理的・経済的負担を感じたり、仕事と子育ての両立の困難さを感じている保護者を支援するため、多様な子育て支援体制の充実を図り、こどもを安心して生み育てることができるまちを目指します。

母子保健・児童福祉・教育・医療など関係機関との連携を密にし、子育て支援体制をさらに充実させるため、こども家庭センターを設置し、妊産婦から子育て期の保護者に切れ目のない相談支援を提供します。

また、本市独自の経済的支援施策を継続するほか、増加傾向にある保育ニーズに対応するため、保育園の受け皿の整備や、一時預かりの充実など、子育て支援サービスの提供に努めます。

(3) だれもが未来に希望の持てるまちづくり

心身の状況・置かれている環境に関わらず、すべての子どもたちが幸せな状態で成長できるように、ひとり親家庭や要支援家庭、障害のある子どもやその家族など、子ども・若者・子育て家庭を支えるために、経済的な支援や養育支援等を充実させ、地域全体での子育てを支援します。また、ヤングケアラーや孤独・孤立など、多様な背景をもつ子ども・若者たちが抱える、それぞれ異なった悩みや問題に対処できるよう、相談体制を整えるとともに、きめ細かな支援を行います。

(4) 地域ぐるみで子育てのできるまちづくり

地域や関係機関と協力し、こどもを地域全体で育てていく環境の充実や、こどもを事故や犯罪等から守るための活動の推進を図ります。

また、豊かな自然環境の中で、こどもや子育て家庭が安全・安心に暮らすことができるまちを目指し、子育てに配慮した環境の整備、安心して定住できる環境づくりに努めます。

3 施策体系

基本理念

基本目標

すべての子ども・若者が個人として尊重され、健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられるまち・いばら

1 子ども・若者が健やかに育つまちづくり

- 基本施策(1)子どもの健全育成のための活動の推進
- 基本施策(2)子どもの健やかな成長
- 基本施策(3)子ども・若者の未来を応援する活動の推進

2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

- 基本施策(1)子育て相談体制の充実
- 基本施策(2)多様な子育て支援サービスの充実
- 基本施策(3)子どもと親の健康づくり
- 基本施策(4)経済的支援の充実
- 基本施策(5)共働きの支援と共育ての推進

3 だれもが未来に希望の持てるまちづくり

- 基本施策(1)児童虐待・いじめ防止対策の充実
- 基本施策(2)障害児支援の促進
- 基本施策(3)ひとり親家庭等の自立支援
- 基本施策(4)困難を有するすべての子ども・若者を孤立させないための取り組み

4 地域ぐるみで子育てのできるまちづくり

- 基本施策(1)子育て支援のネットワークづくり
- 基本施策(2)地域における子育て支援の体制づくり
- 基本施策(3)地域における子育て環境の整備

主な施策

①こどもの権利の啓発と尊重 ②情報モラル教育の推進 ③文化・スポーツ活動団体の支援	P. 25～P. 26
①幼児教育の推進 ②心と体を育てる教育の充実、郷土愛・職業観を育む教育の推進 ③思春期保健対策 ④次代の親の育成	P. 27～P. 28
①少子化対策・結婚支援 ②若者の就労のための支援	P. 29
①こども家庭センター等による相談体制の充実 ②情報提供体制の充実	P. 31～P. 32
①乳幼児保育の充実 ②延長保育の充実 ③一時預かりの充実 ④休日保育の整備 ⑤病(後)児保育の充実 ⑥幼稚園の3歳児教育の充実 ⑦幼稚園児の預かり保育の継続 ⑧職員の資質及び専門性の向上 ⑨就学前教育・保育施設のあり方の検討	P. 33～P. 34
①総合的なサービスの提供 ②母子保健事業の充実 ③発達段階に応じた相談体制の充実 ④食育の推進 ⑤小児生活習慣病予防の推進 ⑥不育治療費の助成 ⑦小児救急医療の確保	P. 35～P. 37
①医療費、教育費の負担軽減 ②保育料の負担軽減	P. 38
①多様な働き方の実現 ②男女共同参画社会の実現	P. 39
①児童虐待の未然防止対策 ②関係機関・地域との連携強化 ③いじめ問題対策の推進	P. 41～P. 42
①障害児相談体制の充実 ②情報提供体制の充実 ③療育体制の充実 ④身体障害・知的障害児童年金等の支給	P. 43～P. 44
①ひとり親家庭等の経済的支援の充実 ②ひとり親家庭等の相談体制の充実	P. 45
①こどもの居場所づくり ②ヤングケアラーに対する支援 ③困難を有する若者への支援 ④こどもの貧困に関する支援	P. 46～P. 47
①地域社会全体の気運の醸成 ②地域子育て支援センターの充実 ③子育て支援ネットワークの充実 ④子育てサポート事業の推進 ⑤地域における子育て支援活動の充実	P. 49～P. 50
①幼児教育学級・家庭教育学級等の充実 ②放課後子ども教室等による交流・学習機会の提供 ③地域における青少年の健全育成 ④母親クラブの充実 ⑤子育てサポーターの養成 ⑥放課後児童クラブの充実 ⑦児童会館・つどいの広場の充実 ⑧保育園・幼稚園の地域開放	P. 51～P. 53
①子育てに配慮した環境の整備 ②こどもの遊び場の確保と整備 ③住環境の整備 ④社会基盤(道路・交通網、上下水道)の整備 ⑤こどもの年齢に応じた交通安全指導・交通安全を確保するための活動の推進 ⑥こどもを事故・犯罪・災害等から守るための活動の推進	P. 54～P. 55

第1章
計画策定にあたって

第2章
取り巻く状況
こどもや子育て家庭を

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
と提供体制
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

第6章
計画の推進体制

資料編

第4章 計画の基本施策

基本目標1 こども・若者が健やかに育つまちづくり

統計とアンケートから見えてきた現状

- ・ 小学生、中・高校生を対象としたアンケートにおいて、インターネットの使用時間が多くなるほど、就寝時間が遅くなる傾向となっています。
- ・ 高校生を対象としたアンケートにおいて、地元の愛着や地域の居心地のよさを感じる割合は高い傾向にあるものの、「結婚後に暮らしたい地域」、「就職希望地域」については、地元地域は約2割となっています。
- ・ 高校生を対象としたアンケートにおいて、「自分には『居場所』があると思う」の質問に約1割の生徒は『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「まったくそう思わない」）と回答しています。
- ・ 所得のゆとり感（「結婚生活（子育てを含む）を送るときの所得」）については、『十分である』（「十分である」「不足しているかもしれないが支障はない」）の割合は約2割と低い傾向となっています。また、希望するこどもの数を持たない理由については、所得の不安感や経済的負担の回答が多くなっています。
- ・ 婚姻及び離婚件数は増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。

取組の方向

- ・ こどもの生活リズムの定着を図ることと併せて、情報モラル教育の充実を図る必要があります。
- ・ 学校教育においては、確かな学力や豊かな心の育成を図り、こどもの確かな職業観と豊かな人生観、規範意識や郷土愛を育む教育に引き続き取り組む必要があります。
- ・ 行政・地域・学校・事業所が連携し、こども・若者の地域への愛着を更に深めるとともに、井原市で暮らしたい、井原市に関わりたいと思える魅力を伝えていく必要があります。
- ・ こども・若者が、地域で安心して過ごせるよう、行政と地域で連携を図り居場所を作る必要があります。
- ・ こども・若者が井原市に定着し、安心して子育てができるよう、引き続き、経済的負担の軽減を図るとともに、企業と連携し、安定した雇用の確保や職場環境の整備を図る必要があります。
- ・ 若い世代が結婚の希望を叶えられるよう、出会いの機会の充実を図る必要があります。

基本施策（1）こどもの健全育成のための活動の推進

現状と課題

これまで、こどもに関する様々な施策に取り組んでいますが、全国的にも少子化の進行には歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

すべてのこどもがその権利の擁護が図られ、自立した個人として認められ、健やかに成長できるよう、こどもの身体や心の健康増進と併せて、一人ひとりの人権意識を高め、主体的に生き、自立していくための力を培うことができる体制づくりが必要です。

主な施策

①こどもの権利の啓発と尊重

学校教育において、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて人権教育を推進し、学習活動の基盤としての学校づくり及び学習集団づくりを効果的に行います。

またルールやマナー、社会において大切にされてきた様々な道徳的価値などについて、児童が発達の段階に即し、それらを理解し身に付けたり、様々な角度から考察し自分なりに考えを深めたりする学習の充実を図ります。

学校、市、地域の状況や社会の変化を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、生徒総会等を活用した校則の見直しを各校で実施します。また体罰や不適切な指導を防止するため信頼される学校づくりのためのガイドライン～体罰・暴力行為等の防止～を策定し、校園長会で周知しています。

【主な取組】

- ・人権教育・道徳教育の推進
- ・生徒総会等を活用した校則の見直し
- ・信頼される学校づくりのためのガイドライン～体罰・暴力行為等の防止～の周知

②情報モラル教育の推進

インターネットの有害サイトの氾濫や、スマートフォンの普及により生徒の人間関係上のトラブルにメールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）でのやりとりが関係している事案があることなど、こどもを取り巻く環境の悪化が懸念されています。

こどもが情報活用の実践力や情報モラルを身につけ、高度情報社会の中で主体性や創造性を発揮できるよう指導します。

③文化・スポーツ活動団体の支援

学校等の施設の開放や活動拠点の確保など環境整備を進めるほか、スポーツ少年団等の施設利用料減免、指導者講習会への参加促進や青少年文化活動振興団体に対する助成を実施しています。

また、少子化や働き方改革等の影響により、特に集団での文化スポーツ活動を継続することが困難となっている状況を踏まえ、部活動以外の場でスポーツ活動・体験の選択肢を増やすための取り組みを検討しています。

【主な取組】

- ・部活動地域移行協議会の開催
- ・井原地域クラブネットワークの設立・拡大



基本施策（2）こどもの健やかな成長

現状と課題

少子高齢化、核家族化などこどもを取り巻く状況が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力低下により、こどもたちの基本的な生活習慣の乱れや規範意識の低下などへの対応が大きな課題となっています。また、情報化の進展等により、スマートフォンなどによる新たなコミュニケーション手段の創出や利便性の向上がみられる一方で、地域の人や自然文化、異年齢児のこどもとふれあう機会が少なくなっており、こうした体験活動の不足やコミュニケーション能力の低下が問題となっています。

すべてのこどもが心身ともに健やかに育つために、こどもを中心と捉えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく施策を充実させ、社会参加や地域づくりを推進する必要があります。

主な施策

①幼児教育の推進

こどもの自発性や社会性、道徳性、自立心、創造力の芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、こどもの特性に応じた望ましい教育を行うとともに、遊具、教材などの充実を図ります。

「就学前教育検討委員会答申」や「新潟県幼稚園教育振興計画」に基づき、保・幼・小の連携強化に努めるとともに、地域の子育て支援の拠点としての役割を持つ地域に開かれた幼稚園づくりや、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の充実を図ります。

また、乳幼児の健康診査時に絵本を配布、読み聞かせ等を行い、絵本ガイドの作成・配布等により、こどもたちが読書に親しむための環境を整備します。

【主な取組】

- ・保幼小接続事業
- ・ブックスタート事業
- ・セカンドブック事業
- ・絵本ガイドの作成・配布

②心と体を育てる教育の充実、郷土愛・職業観を育む教育の推進

自己実現を図るための学力向上「知」、他人を思いやるなどの豊かな人間性の育成「徳」、たくましく生きるための健康や体力の保持・増進「体」といった「生きる力」を育む学校づくりを推進します。

「ワーク&ライフキャリア教育」をより一層推進し、小・中学校や高等学校において年齢に応じた確かな職業観と豊かな人生観を育む取り組みを充実します。

ライフステージに応じて、様々な体験活動の機会を提供し、豊かな心を育む取り組みを実施します。

国際性豊かな人づくりと市民文化の向上に資する活動を通して国際交流の推進を図ります。

海外での生活を通して外国の生活及び文化を理解するとともに、国際社会で信頼と尊敬を得られる人間性豊かな生徒育成の推進を図ります。

【主な取組】

- ・ いばらっ子伸びる学力支援事業
- ・ ワーク&ライフキャリア教育の推進
- ・ 地域と学校の連携・協働によるひとづくりネットワーク構築事業
- ・ いばらっ子生活リズム向上プロジェクト
- ・ ふるさと井原魅力発見事業
- ・ 外国語指導助手の配置、中学生英語検定料助成事業
- ・ 国際交流員の配置
- ・ 中学生海外派遣事業
- ・ 子ども読書推進事業
- ・ スクールコンサートの実施

③思春期保健対策

小・中学校や高等学校の養護教諭、愛育委員等と連携し、喫煙や飲酒、薬物乱用防止や生活習慣病予防のための啓発等を目的としての健康教育を実施しています。

学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるよう、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導します。

今後も、学校・地域等と連携し、思春期における健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に努めます。

【主な取組】

- ・ 栄養委員と学ぶヘルスアップ講座
- ・ 性に関する指導の実施

④次代の親の育成

次世代の親となる中・高校生に保育園や児童会館等の場を活用した乳幼児とふれあう場の提供を行い、将来、自立して家庭を築き、こどもを生き育てることの意義や、命や家族の大切さを理解するための学習機会を設けています。今後も継続して講座やふれあいの場を提供します。

【主な取組】

- ・ 次世代の親となる中・高校生のふれあい交流

基本施策(3) こども・若者の未来を応援する活動の推進

現状と課題

価値観の多様化に伴う人生設計の多様化と不安定な雇用環境などを原因として、急速に少子化が進行しています。本市でも、これを喫緊の課題と考え、若い年齢での結婚・出産の希望を叶えるための取り組みを推進します。また定住・結婚といったライフコースが実現されるために、その基礎として学生を対象に、将来を働きながら井原市に住むイメージを定着させるための取り組みを推進します。

主な施策

①少子化対策・結婚支援

本市においては婚姻件数は減少傾向にあり、結婚を希望する人の希望がかなえられるよう、出会いの機会の提供を図り、岡山県が設置するおかやま出会い・結婚サポートセンターや井笠圏域の市町等と連携します。

【主な取組】

- ・結婚新生活支援事業補助金
- ・井笠圏域振興協議会結婚推進事業

②若者の就労のための支援

高校生のためのインターンシップや合同企業説明会を開催し、地元企業の魅力を伝え、若者の地元就職に繋がります。

大学卒業後に本市に定住等した人に奨学金返還金の一部を補助し、Uターン就職者の経済的負担を軽減します。

また、市内事業者の人材育成などを支援し、安定した雇用の確保に努めます。

【主な取組】

- ・いばら就職支援事業
- ・奨学金返還金の一部補助
- ・市内事業者の支援による安定した雇用の確保

基本目標2 こどもを安心して生み育てられるまちづくり

統計とアンケートから見えてきた現状

- ・ 出生数は緩やかな減少傾向で推移しており、令和4年の出生数は 185 人となっています。出生率は概ね横ばいで推移しており、令和4年の合計特殊出生率は、1.40となっています。
- ・ 保護者の就労状況は、未就学児、小学生ともにフルタイムの割合が増加しています。
- ・ 保育園の入園申込数は年々増加傾向にあります。
- ・ 「子ども医療費助成制度」、「保育料の無償化事業」について、アンケート調査で「満足」と回答した保護者が9割超と高い結果となっています。
- ・ 育児休業については、取得した（している）割合が母親・父親ともに高まっています。父親の取得割合は前回調査（平成30年度）と比較すると高くなっていますが、取得率は1割にとどまっています。
- ・ 母親の育児休業を取得していない理由としては、「職場に育児休業制度がなかった」が最も多い結果となっています。また、「子育てや家事に専念するため退職した」は前回調査（平成30年度）からは大きく減少しています。
父親の育児休業を取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」が最も多く、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」は、前回調査（平成30年度）から大きく減少しています。

取組の方向

- ・ 出生数を増やしていく必要があります。
- ・ 出生数が減少する中であっても保育ニーズ量は増加しており、対応していく必要があります。
- ・ 今後も継続して、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- ・ 男性の育休取得を推進し、家庭内の子育て負担の偏りをなくしていく必要があります。
- ・ 結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援し、共に協力しながら子育てできる社会を推進する必要があります。

基本施策（1）子育て相談体制の充実

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化により、支援者が少ない中で子育てをする保護者が増加しています。こうした状況の中、子育て中の保護者が、子育てに喜びを感じられるよう、相談・支援体制や、多様化する保育ニーズに応えるための保育サービスの充実を図る必要があります。

また、障害福祉サービスを利用する児童は年々増加しており、発達障害児や発達障害の疑いのあるこどもを持つ親に対する相談・療育体制の充実を図る必要があります。

主な施策

①こども家庭センター等による相談体制の充実

妊娠・出産から子育て期の家庭に対し、母子保健と児童福祉が一体となって相談支援を行えるよう、「こども家庭センター」を設置し、妊産婦から子育て期の保護者に切れ目のない相談支援を提供します。

また、発達が気になるこどもの相談には、子育て支援課に配置する発達支援コーディネーターや保健センターでの要観察児教室で相談を受けるなど、こどもの発達に不安を持つ保護者への支援に引き続き努めていきます。

4館ある児童会館には児童厚生員を各3名、つどいの広場には子育てアドバイザーを2名及び子育て支援課に保育コンシェルジュを1名配置して、育児に関する相談支援体制の充実に努めています。

保健、福祉、医療、教育の各関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努め、子育てに関する悩みや不安を解消できるよう支援を行います。

【主な取組】

- ・ こども家庭センター運営事業（新規）
- ・ 児童相談・教育相談
- ・ 要観察児教室（きらり広場）事業
- ・ つどいの広場事業・児童会館運営事業
- ・ 子育て支援センター事業
- ・ 保育コンシェルジュの配置
- ・ 発達支援コーディネーターの配置
- ・ こども発達支援センター（広域連携）事業
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

こども家庭センター

子育て支援課内の、こどもと子育て家庭の相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」と、健康医療課内の、妊産婦及び乳幼児期の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」の二つの機能が一体となって、連携強化し妊産婦から子育て家庭を切れ目なく支援する機関です。市では、子育て支援課と健康医療課の、機能と場所は維持した状態で、両機能を統括する職員を子育て支援課に配置し、切れ目のない支援体制を整備することとしています。

②情報提供体制の充実

「子育て応援BOOK」、「いばらっ子イベントガイド」、「福祉のしおり」については、冊子の発行のほか電子版をホームページ上に掲載するなど、より活用しやすい方法での情報提供に努めます。

また、市広報、ホームページ、メール配信サービス、緊急告知端末器「お知らせくん」などあらゆる媒体を利用して子育てに関する情報発信を行います。

今後も継続して実施し、より活用しやすい情報となるよう提供体制の充実を図ります。



基本施策（2）多様な子育て支援サービスの充実

現状と課題

家庭や地域における子育て力の低下、女性の社会進出等により、子育て支援ニーズは多様化しています。アンケート調査では、少子化が進む中であっても、保育園の利用希望数は多く、保育のニーズは高まっていることが伺えます。増加かつ多様化する子育て支援ニーズに対応するとともに、きめ細かな保育サービスを提供するため、保育の質の向上も求められています。

主な施策

①乳幼児保育の充実

少子化が進む一方、保護者の就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化により、乳幼児保育の需要は増加しています。

乳幼児保育の充実には保育士の確保対策を継続して実施する必要があり、県や高梁川流域連携中枢都市圏との連携のもと、保育士の雇用情報の発信や体験実習会・離職防止研修会などを通じて、保育士の確保に努めます。

②延長保育の充実

保護者の就労形態の多様化に伴う保育園の延長保育の需要に対応するため、現在、市内11園で延長保育を実施しており、今後も充実した提供体制を継続します。

③一時預かりの充実

保育園の一時預かりは、市内9園で実施しています。

今後も充実した提供体制が継続できるよう、保育士の確保対策に努めます。

④休日保育の整備

保育園の休日保育は、市内で実施している園はありませんが、備後圏域において、福山市内施設が広域利用できる体制が整ったことから、今後の利用状況を踏まえたうえで、必要に応じた検討を行います。

⑤病（後）児保育の充実

病気の回復期にあるこどもを預かる病後児保育を市内1保育園において実施しています。また、岡山県内において、広域相互利用が整備され、市外の施設も利用可能となっています。

⑥幼稚園の3歳児教育の充実

幼稚園の3歳児教育は、全園で実施しており、発達段階や幼児一人ひとりの実態に応じた教育が展開できるよう、教育内容のさらなる充実に努めます。

⑦幼稚園児の預かり保育の継続

幼稚園の預かり保育は、市内13園中11園で実施しており、保護者のニーズに応じた支援を引き続き行います。また、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるよう、家庭との連携を緊密にし、幼児が心身ともに健やかに生活できるよう努めます。

⑧職員の資質及び専門性の向上

指導保育士を配置し、保育園での実地研修、公開保育研修、分野別・階層別研修等、様々な研修を実施し、市内保育園の保育の質の向上に努めています。

また、保育士・幼稚園教諭の合同研修会を開催するなど、今日の課題に対応するための研修の機会を引き続き設けます。

【主な取組】

- ・指導保育士の配置
- ・公開保育、分野別・階層別研修等の実施

⑨就学前教育・保育施設のあり方の検討

保育園の入園希望者の増加により、幼稚園の就園率が低下しています。

令和6年度に設置した就学前教育・保育施設のあり方検討委員会において、幼稚園・保育園のあり方について検討していきます。



基本施策（3）こどもと親の健康づくり

現状と課題

核家族化の進展、女性の社会進出や、非婚化・晩婚化等による少子化が深刻化するなど、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こども同士や親同士の交流機会の減少等により、妊娠・出産・育児に関する身近な相談相手や支援者が少ないため、保護者が育児不安や産後うつ、虐待などに陥りやすくなっており、妊娠、出産に関する悩みへのきめ細かな対応や環境づくりが求められています。

主な施策

①総合的なサービスの提供

健康教育、各種相談事業や家庭訪問事業については、専門性を生かしながら、医師会、歯科医師会の協力を得て事業を実施しています。

妊産婦と乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」については、こどもや家庭の相談支援を総合的に行う「子ども家庭総合支援拠点」と一体的に支援の提供を行う、「こども家庭センター」として実施していきます。

今後も、保健・福祉・医療・教育等などの関係機関の緊密な連携のもと、切れ目のない、効率的、効果的な事業を推進し、総合的なサービスを提供します。

【主な取組】

- ・こども家庭センター運営事業（新規）

②母子保健事業の充実

支援者が少ない中で子育てをする保護者が増えています。安心して妊娠・出産・子育てができ、こどもが健やかに育つよう、健康診査や相談事業等により妊娠期から乳幼児期まで、切れ目のない支援を行い、対象者の支援に努めます。

母子健康手帳の電子化や事務のデジタル化等により市民の利便性の向上を図ります。

また、安心して妊娠・出産ができるよう、緊急時のスムーズな救急搬送の体制の整備を図るとともに、井原市民病院を拠点とした、地域の周産期・小児救急医療体制の構築に向けた研究を行います。

【主な取組】

- ・妊婦・産婦・乳幼児健康診査事業
- ・乳幼児予防接種事業
- ・マタニティセミナー
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・産後ママあんしんケア事業
- ・周産期・小児救急医療学講座
- ・電子版母子健康手帳（新規）
- ・出産サポート119事業

③発達段階に応じた相談体制の充実

妊娠前から幼児期に至るまで、保護者がこどもの成長・発達に応じた相談ができるよう、各種専門員の配置などを行い、相談体制の充実強化に努めています。

こどもの成長・発達に沿った相談体制を継続するとともに、学童期以降の相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・妊婦健康相談事業
- ・ベビーセミナー
- ・幼児健康診査に合わせた発達相談事業
- ・要観察児教室（きらり広場）事業
- ・つどいの広場事業・児童会館運営事業
- ・こども家庭センター運営事業（新規）
- ・児童相談・教育相談

④食育の推進

妊産婦期・乳幼児期・学童期・思春期と、ライフステージ別に事業を展開しています。

幼少期からの正しい食習慣・生活習慣の定着と、保護者の健康づくり意識の向上を図ることを目的に、保育園や幼稚園などと連携して食育教室を実施し、親子に食に関する学習の機会を提供しています。

市民一人ひとりが食育に関する取り組みを実践することができるよう、妊産婦期からライフステージに応じた食に関する知識や食生活に関する情報を提供するとともに、食育に取り組むことができる環境を整備します。

【主な取組】

- ・クッキングセミナー
- ・離乳食教室（ごっくん教室・かみもぐ教室）
- ・家族でパクパク食育教室
- ・親子料理教室
- ・小学校～高等学校での食育

⑤小児生活習慣病予防の推進

健診の実施結果に基づき、予防対策の必要な児童・生徒に対して生活習慣の指導（養護教諭等による指導）を行っていますが、中学生で指導等を必要とする生徒の数が増加傾向にあるため、今後も継続して実施する必要があります。

学校での保健の授業の中で、自分の健康に関心を持たせ、生涯にわたって健康な生活が実践できるこどもの育成を図ります。

⑥不育治療費の助成

不育症（妊娠しても流産などでこどもが育たない）によりこどもを持つことが困難な夫婦に対し、専門の医療機関で医療保険外の不育治療を受けた場合に治療費の一部助成を行っています。

今後も安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、より一層周知に努め、妊娠・出産への相談・経済的支援を実施します。

【主な取組】

- ・不育治療費助成事業

⑦小児救急医療の確保

少子高齢化、人口減少が進む中、小児医療を取り巻く社会資源は限られており、持続的な地域医療の提供が課題となっています。

市民が安心して、必要なときに適切な医療を受けることができるよう、救急医療（小児救急含む）などについての普及啓発や、医療が必要なときに適切な対応ができるための情報提供を行っています。

また、小児救急電話相談「#8000」や救急相談センター「#7119」などについて、市広報への掲載や、チラシを配布するなど、周知を行うとともに、適正受診に関する啓発に努めます。

今後も医師会や協力病院などと連携しながら、かかりつけ医の必要性について普及を図るとともに、病気やけがの状態に応じて、必要なとき必要な場所で適切に医療が受けられるよう、県や圏域の市町と連携し小児救急医療の確保に努めます。

【主な取組】

- ・在宅当番医制事業
- ・二次救急医療体制整備事業
- ・救急医療適正利用普及啓発事業



基本施策（4）経済的支援の充実

現状と課題

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、本市では、児童手当、児童扶養手当等の国の制度に加え、子ども医療費の助成や保育料・給食副食費の完全無償化などの経済的支援を実施しています。

今後も子育て世帯の負担感を軽減することができるよう、引き続き本市独自の経済的支援施策を実施します。

主な施策

①医療費、教育費の負担軽減

こどもの病気や養育に係る費用の負担の軽減を図るため、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども医療費の給付や、未熟児の養育に必要な医療費の給付、ウィッグ等購入費用の助成、小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付を行っています。妊娠・出産に係る費用の負担の軽減として、出産・子育て応援給付金を給付するとともに、低所得者に対する初回産科受診料を助成します。

また、教育費の負担軽減を図るため、就学資金の貸付や就学援助の事業を継続して実施します。

【主な取組】

- ・子ども医療費の給付
- ・養育医療費の給付
- ・奨学資金貸付、就学援助
- ・がん患者ウィッグ等購入費用助成事業
- ・骨髄移植後等の予防接種再接種助成事業
- ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・低所得者に対する初回産科受診料支援事業
- ・出産・子育て応援給付金

②保育料の負担軽減

本市では、独自の制度として、保育料・給食副食費については、年齢・所得に関わらず、0歳から5歳のすべてのこどもを対象に完全無償化を行っています。また、幼稚園の預かり保育の利用料についても、在園するすべてのこどもを対象に完全無償化を行っています。

【主な取組】

- ・保育園及び幼稚園の保育料・給食副食費の完全無償化
- ・幼稚園の預かり保育の利用料の完全無償化

基本施策（5）共働きの支援と共育ての推進

現状と課題

女性の就業率は年々増加傾向にあり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの法制度の整備が進められる中で、職場における子育てへの理解を促進するとともに、子育てを支援する制度を利用しやすい環境を整備し、働きながら安心してこどもを生み育てられる環境づくりが求められています。

また、男女がともに社会的・家庭的責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みが必要です。

主な施策

①多様な働き方の実現

多様な働き方の実現や子育てと仕事の両立のため、法制度の周知や企業・事業所が従業員の子育てを応援する取り組みを宣言する「おかやま子育て応援宣言企業」や、若者の採用や有給休暇・育児休業の取得に積極的に取り組む企業を国が認定する「ユースエール認定企業」制度等の普及啓発を図ります。

また、市では、令和5年11月に、こども家庭庁が推進する“こどもまんなか”の趣旨に賛同する市内事業所とともに「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、地域社会全体でこどもの最善の利益を考え取り組んでいくこととしています。今後も引き続き、「こどもまんなか応援サポーター」宣言の啓発と周知を図ります。

【主な取組】

- ・こどもまんなか応援サポーター宣言事業所、おかやま子育て応援宣言企業登録制度、ユースエール認定企業制度の普及啓発

②男女共同参画社会の実現

「いばら男女共同参画プラン」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現のための施策として、職業生活と家庭・地域生活の両立支援、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実、社会的気運の醸成を図ることとしています。

また、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図ります。

【主な取組】

- ・男女共同参画推進事業
- ・くらしと人権講座
- ・学校教育における男女共同参画に関する指導の充実

基本目標3 だれもが未来に希望の持てるまちづくり

統計とアンケートから見えてきた現状

- ・ 家族の世話をしており、かつ、日常生活に影響があると答えたこどもが一定数存在しています。「ヤングケアラー」の言葉の認知度は、保護者では7割となっています。
- ・ ひとり親世帯、及び就学援助認定者は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。全児童数に対する就学援助認定児童数の割合は、小学生・中学生ともに、約1割で推移しています。
- ・ こどもの生活実態調査では、学校の授業の理解度において、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答したこどもの割合は、低所得世帯のこどもが多い結果となっています。

取組の方向

- ・ こどもたちが、やりたいこと・やるべきことができず、日常生活に支障をきたすほどの家事を分担することがないように、十分に周知していく必要があります。
- ・ 悩みを抱えるこどもの存在に気づけるよう、関係者の意識の向上が必要です。
- ・ 経済的に困難な状況にある家庭が抱える課題やニーズに対応した支援を進めるため、経済的支援を行うことと併せ、就業の支援に取り組む必要があります。
- ・ 困難な状況にあるこども・若者、子育て家庭に対し、その支援ニーズに応じてきめ細かい支援や相談体制の充実を図るなど、必要な支援を受けられる環境の整備が必要です。



基本施策（1）児童虐待・いじめ防止対策の充実

現状と課題

核家族化や地域の人間関係の希薄化など社会の変化により、保護者の子育てに関する様々な不安、悩み、孤立感など子育てに困難を抱える家庭が顕在化しており、全国的に児童虐待相談対応件数は増加の傾向にあります。

こうした保護者の不安や悩みを解消、解決できるように、地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止及び早期発見、支援体制の充実に努める必要があります。

また、いじめ問題については、今日の社会情勢の変化の中で複雑化・多様化しており、依然として大きな問題となっています。スマートフォン等を介してのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などによるいじめなど、新たな課題への対応も必要になっています。

主な施策

①児童虐待の未然防止対策

妊娠・出産・育児等に関する様々な不安やストレス、悩みが早期に軽減・解消できるよう、育児支援を行う機関が相互に連携し、引き続き相談体制の充実に努めます。

さらに、乳幼児健診の受診状況などから、虐待の恐れのある児童の把握に努め、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

【主な取組】

- ・妊婦健康相談事業
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・ベビーセミナー
- ・乳幼児健康診査事業
- ・子育て短期支援事業（新規）
- ・児童会館の相談体制の充実
- ・子育てアドバイザーの配置
- ・発達支援コーディネーターの配置

②関係機関・地域との連携強化

妊娠・出産から子育て期の家庭に対し、母子保健と児童福祉が一体となって相談支援を行えるよう、「こども家庭センター」を設置します。

また、保健・福祉・教育・警察などの関係機関や関係団体で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、連絡調整や情報交換等の連携を図り、児童虐待防止対策等を協議するとともに、個別ケース会議においては、対象児童や保護者に関わりの深い地域の団体等とも連携し、児童虐待防止や虐待のケースの解決に努めます。

今後も関係機関や地域との連携をさらに強化し、こどもとその家庭及び妊産婦等の支援体制の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ こども家庭センター運営事業（新規）
- ・ 要保護児童対策地域協議会の開催
- ・ 児童虐待防止広報活動の実施
- ・ 児童相談所との情報共有

③いじめ問題対策の推進

「井原市いじめ問題対策基本方針」に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処など、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進します。

集中指導員、学級サポートリーダーが巡回訪問を行い、生徒指導に関わる現状や課題、また課題への取り組みに対して学校と情報共有することで、好事例や先進的な取り組みについて情報提供を行い、課題解決のための連携・協働を図ります。

【主な取組】

- ・ いじめ問題対策連絡協議会の開催
- ・ スクールサポーター配置事業
- ・ 訪問カウンセリング事業
- ・ 落ち着いた学校づくり支援事業（WEBQU検査※）
※WEBQU検査・・・楽しい学校生活を送るためのアンケート調査
- ・ 校内いじめ対策委員会、第三者委員会の開催、いじめ調査アドバイザー事業の活用
- ・ いじめ防止等に関する教職員研修会の開催
- ・ 集中指導員、学級サポートリーダーの巡回訪問

基本施策（2）障害児支援の促進

現状と課題

障害福祉サービスを利用する児童は年々増加しており、障害の早期発見と発達期の適切な療育により、障害の軽減や基本的な生活能力の向上に繋がっていくことが求められています。

本市では、乳幼児健康診査において、発達障害の早期発見、早期対応のための助言、またこどもへのかかわり方などの相談を受けています。

障害児とその家族の支援については、関係機関や県の専門機関等と連携強化に努め、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要があります。

主な施策

①障害児相談体制の充実

障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う身近な相談支援の場の設置に努めます。

令和2年4月には、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行うため、障害者相談支援センターを設置し、障害のある人やその家族から日常生活上の困りごとの相談に応じたり、福祉サービスの利用に向けて支援や調整を行っています。

また、発達支援コーディネーターを配置し、発達に関する相談や、支援機関への連絡・調整を行うとともに、ペアレントメンター※の活用などにより発達が気になるこどもの子育てを応援します。

※ペアレントメンターとは発達障害のこどもを育てた経験があり、同じような発達障害のあるこどもを持つ親の相談相手となる人のことです。

【主な取組】

- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 井原市障害者相談支援センター
- ・ 発達支援コーディネーターの配置
- ・ こども発達支援センター（広域連携）
- ・ 巡回相談員の配置

②情報提供体制の充実

障害のあるこどもやその保護者が、様々な福祉サービスや生活支援に関する情報を必要なときに手に入れることができる「福祉のしおり」や、子育て支援に関する幅広い情報を掲載している「子育て応援BOOK」、「いばらっ子イベントガイド」などの充実を図ります。

③療育体制の充実

支援を必要とする児童が身近な地域で療育を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援の利用を促進します。

また、3～5歳児の児童発達支援等の利用者負担の国による無償化と合わせて、本市独自の事業として、0～2歳児についても無償化を実施しています。

障害児を受け入れている私立保育園に対し、障害児保育支援事業に要する経費の一部助成を行います。

小・中学校においては通常学級における発達障害をもつ児童等、特別な支援を要する児童生徒への援助を行う学習支援員を配置します。

放課後児童クラブに対しては、障害児の受入に係る経費への支援を行うとともに、支援員が障害に対する理解を深めるための研修会への参加を促し、障害の種類が多様化や質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 井原市児童発達支援等利用者負担給付事業
- ・ 障害児保育支援事業補助金
- ・ 小・中学校における学習支援員の配置

④身体障害・知的障害児童年金等の支給

国や県の制度である各種手当の支給や医療費助成のほか、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている20歳未満で、障害の程度が一定以上（国の障害児福祉手当の交付対象となる児童を除く）の児童等の保護者に対し、市独自の制度として身体障害・知的障害児童年金を支給し、障害児を持つ家庭の経済的支援に努めます。

【主な取組】

- ・ 身体障害・知的障害児童年金
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 障害児福祉手当



基本施策（3）ひとり親家庭等の自立支援

現状と課題

本市におけるひとり親家庭世帯数の、全世帯数に占める割合は約2%となっています。

ひとり親家庭世帯は、育児・家事の負担や経済的な負担が大きく、ひとり親家庭の保護者が安心して子育てと仕事ができるよう、経済的支援に努めるとともに、生活全般の様々な問題や悩みについての相談体制を充実させる必要があります。

主な施策

①ひとり親家庭等の経済的支援の充実

ひとり親家庭等の経済的自立のため、児童扶養手当の支給や医療費給付、ひとり親家庭等の自立やこどもの就学を支える福祉資金の貸付等の経済的支援に引き続き努めるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援や職業訓練・資格取得支援制度の利用促進を図るなど、ひとり親家庭等が安心して子育てと仕事の両立ができるよう経済的支援の充実を図ります。

また、養育費の履行確保に資する取り組みを実施し、ひとり親の経済的自立の促進を図ります。

【主な取組】

- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭等医療費給付
- ・ひとり親家庭児童卒業祝金・就職祝金
- ・ひとり親家庭就学奨励費
- ・母子父子寡婦福祉資金
- ・高等職業訓練促進給付金等支給
- ・養育費確保支援事業（新規）

②ひとり親家庭等の相談体制の充実

母子父子自立支援員を配置し、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭等が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる相談体制の充実を図るとともに、一人ひとりに寄り添った支援を行います。

【主な取組】

- ・ひとり親相談
- ・母子父子自立支援員の配置

基本施策（4）困難を有するすべての子ども・若者を孤立させないための取り組み

現状と課題

「子どもまんなか社会」の実現においては、様々な不安や困難を抱える子ども・若者が社会で孤立しないこと、問題を抱えたとしても周囲のおとなや社会にサポートされ乗り越えることができるような仕組みづくりが必要です。本市においても子ども・若者が置かれた環境や、悩みに即した適切な支援を行い、自分らしく生きられるよう取り組む必要があります。

主な施策

①こどもの居場所づくり

学校においては、1人1台端末等を活用した「WEBQU」によるアンケート調査、教育相談等を実施するとともに、一人ひとりに対して面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めます。

また、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施することにより、児童生徒自身が心の危機に気付き、身近な信頼できるおとなに相談できる力を養うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境整備に努めます。

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける教育活動を推進します。

【主な取組】

- ・自殺予防教育の推進
- ・生命（いのち）の安全教育の推進

②ヤングケアラーに対する支援

学校においては、教育相談で児童生徒の家庭環境について聞き取りを行い、ヤングケアラーの実態把握につなげます。

また、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーである子どもを把握した場合には、保健福祉関係部署との調整を行う等、負担軽減のための支援を図ります。

学校等の所属がない人については、その状況の把握が困難なため、市民のヤングケアラーに対する理解が進み、該当する家庭が相談や支援に繋がるよう周知に取り組みます。

【主な取組】

- ・学校での教育相談
- ・こども家庭センターにおける関係機関との連携

③困難を有する若者への支援

不登校に対する小学校の組織的な対応力を向上させるとともに、不登校の初期段階における児童や家庭への積極的なアプローチを行い、新たな不登校を生まない取り組みの充実を図り、教職員と協力しながら、登校支援や教室・別室での学習支援、保護者に対する相談支援を行う支援員を配置します。

大山塾を通して、不登校児童・生徒の学校復帰・自立のための事業を行います。問題行動対策コーディネーターを配置し、学校・大山塾・関係機関とのネットワークを構築し、不登校の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。

また、井原市社会福祉協議会では、ひきこもり相談センターを開設し、ひきこもりの人とその家族の身近な相談場所として、専門相談や研修会を実施します。

【主な取組】

- ・登校支援員・別室支援員の配置、適応指導教室（教育支援センター）「大山塾」
- ・問題行動対策コーディネーターの配置
- ・ひきこもり相談支援事業

④こどもの貧困に関する支援

コロナ禍の影響や物価高騰により、子育て家庭の経済状況は不安定な状況にあり、こどもの貧困の解消に向けた対策は社会全体で取り組むべき課題となっています。

生活保護世帯を含む生活困窮世帯に対して、被保護者就労支援事業や自立相談支援事業などにより、就労による自立の推進を図るとともに、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保を図り、こどもの生活支援に取り組みます。

ひとり親家庭等の支援においては、児童扶養手当の支給、個別支援プログラムによる就業相談、就業情報の提供などを行い、保護者の自立支援を図ります。また、ひとり親家庭のこどもが高等学校や大学での就学をあきらめることのないよう、母子・父子・寡婦福祉基金の貸付等による経済的支援を行います。

井原市社会福祉協議会では、「子どもの成長応援プロジェクト」として、身体の成長により着られなくなった小・中学校の制服や体操服、新品の学用品を集め、希望者に提供する支援を充実します。

【主な取組】

- ・低所得者に対する初回産科受診料支援事業
- ・住居確保給付金
- ・家計改善支援事業
- ・被保護者就労支援事業
- ・被保護者就労準備支援等事業（個別支援プログラム実施事業）
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・就学援助事業
- ・ひとり親家庭等の支援
- ・奨学金返還金の一部補助
- ・子どもの成長応援プロジェクト

基本目標4 地域ぐるみで子育てのできるまちづくり

統計とアンケートから見えてきた現状

- ・ 小学生の放課後児童クラブの登録児童数は、児童数が減少する中であっても、微増傾向となっています。
- ・ 近所の人とやってみたいことについて、「一緒にスポーツをしたり体を動かしたりしたい」「一緒に体験活動がしたい（海や川、山での自然体験やものづくりなどの生活体験も含む）」の割合が合わせて約3割あり、地域活動として体験の機会を得たいというニーズがあります。
- ・ 登下校中や買い物に行くときに、危険な目にあうかもしれないと不安に思う割合が約3割となっています。

取組の方向

- ・ 働きながらでも子育てがしやすい環境づくりに向け、子育て支援の受け皿の充実を図る必要があります。
- ・ 関係機関や地域団体などと連携し、地域で育つこどもの多様な体験・交流の機会の充実を図る必要があります。
- ・ こどもや子育て世帯などが安全・安心に外出できることができるよう、引き続き地域における交通事故の防止や防犯対策などに取り組む必要があります。



基本施策（1）子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

核家族化の進行や地域の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術は親から子へ、また、地域の住民の間で伝えることができにくくなってきています。

子育てを社会全体で支援するためには地域・保育園・幼稚園・学校などが連携をとり、地域の子育て支援に関する活動の情報を保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要であるとともに、地域に対しても子育てに関する情報をわかりやすく提供していくことが必要です。

さらに、子育てサークルの育成や、地域における子育て支援関係機関や団体と連携してネットワークを作っていくことも必要です。

主な施策

①地域社会全体の気運の醸成

これまでも子育てサークルへの支援を実施しており、今後も地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、地域ぐるみの子育て支援に努めます。

また、孤立しがちな保護者に対して、子育てサークルなどを通して仲間づくりができるよう支援を行います。

②地域子育て支援センターの充実

本市には井原市子育て支援センター（甲南保育園）、たかや子育て支援センター（高屋南保育園）の2つの子育て支援センターがあり、育児相談等における悩みや利用者の意見をもとに、保護者たちが求めているものを把握し、子育ての支援・相談体制の充実を図り、子育てに関する悩みや不安を解消できるよう支援を行っています。

③子育て支援ネットワークの充実

「井原子育てネットワーク協議会」と連携した子育て講座や子育てサポーターの養成及び活動支援、次世代の親となる中・高校生のふれあい交流事業などを通して、家庭教育の充実を総合的に推進します。

【主な取組】

- ・家庭教育支援総合推進事業

④子育てサポート事業の推進

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（おまかせ会員）を登録し、こどもの世話を会員同士で支え合う地域の子育て相互援助活動です。

今後とも事業の周知を図り、新たな会員の加入を促進します。

【主な取組】

- ・子育てサポート事業

第1章
計画策定にあたって

第2章
取り巻く状況
こどもや子育て家庭を

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
教育・保育及び地域子どもと提供体制
子育て支援事業の量の見込み

第6章
計画の推進体制

資料編

⑤地域における子育て支援活動の充実

民生委員・児童委員は、子育て中の保護者にとって、地域の身近な相談相手として様々な相談内容に対する支援を行っています。また、愛育委員・栄養委員は、声かけ活動などを通じて子育て支援を行っています。

委員への支援を行うとともに、健康づくり、まちづくりを地域ぐるみで進めていくことの意識の醸成を図ります。

【主な取組】

- ・ 民生委員・児童委員の活動
- ・ 愛育委員・栄養委員の活動



基本施策（2）地域における子育て支援の体制づくり

現状と課題

かつて地域全体でこどもを育てていた環境は、個の尊重や価値観の多様化により、隣近所や親せき同士で生活を助け合い相談し合う習慣など、地域内や親せき関係などでの関わりが薄れ、子育てを地域で見守る、地域で支えるという体制が弱くなってきています。

こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つことができるよう、児童会館・公民館等を活用した子育て支援や、基本的倫理観や社会的マナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たす家庭教育に対する支援の充実を図る必要があります。

また、放課後児童クラブにおいては、各地域の実情に合った運営が行えるよう支援することが求められており、運営体制の整備について検討を進める必要があります。

主な施策

①幼児教育学級・家庭教育学級等の充実

公民館や幼稚園・保育園等、地域の身近な場所で子育てに関する知識や技術を楽しく学ぶことができる講座や参加型研修会などの学習の場の提供の充実を図ります。

また、「幼児教育学級」、「家庭教育学級」では、井原子育てネットワーク協議会や子育てサポーターと連携を図り、交流事業の活性化、子育て相談、仲間づくり、親育ち応援学習プログラムを活用した学習など内容の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 幼児教育学級、家庭教育学級
- ・ 親育ち応援学習プログラム
- ・ ライフステージに応じた子育て学習機会の提供

②放課後子ども教室等による交流・学習機会の提供

放課後子ども教室の実施により、地域の方々との交流の場や学習機会を提供しています。

放課後子ども教室は、現在8小学校区で実施しており、全小学校区での事業実施を目指します。また、今後も引き続き、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動など様々な体験ができるよう、事業を推進するとともに、放課後児童クラブと連携した事業を検討します。

【主な取組】

- ・ 放課後子ども教室

③地域における青少年の健全育成

「地域のこどもは、地域で育てる」との考え方のもと、地域文化の伝承や地域行事への参加、体験活動等、各地区の実態に合った活動を推進するための支援を行います。

こどもたちの社会的・道徳的な人間形成を図るため、友情・秩序・奉仕の精神を養い、正しい生活態度や技術を学ぶ少年団活動を支援するため、地域の少年団指導者や小学校高学年の児童を対象とした育成事業を引き続き実施します。

また、井原市社会福祉協議会では、中高校生がボランティア活動を通じて地域の様々な人と関わり、いろいろな発見や気づきを得て社会に対する視野を広げる機会を提供します。

【主な取組】

- ・各地区における青少年を育てる会の活動
- ・青少年育成センター巡回活動
- ・少年団活動の促進
- ・夏のボランティア体験事業
- ・園児・児童・生徒のボランティア活動普及事業

④母親クラブの充実

現在、木之子児童会館を拠点に母親クラブ「たんぽぽクラブ」が活動しており、三世代交流行事やお楽しみ会などを実施しています。

子育てに関する悩みや生活体験等を話し合う中で仲間づくりを推進し、交流と親子の成長を支援します。

【主な取組】

- ・母親クラブ活動の支援

⑤子育てサポーターの養成

乳幼児の子育て家庭の保護者が、気軽に育児支援事業等に参加できるよう、育児相談・託児サービスを行う「子育てサポーター」を派遣しています。今後も、子育てサポーターの養成に、より一層努め、子育て家庭の保護者がイベント等に安心して参加できる環境の整備に取り組みます。

【主な取組】

- ・派遣託児サービス事業
- ・幼児教育学級・家庭教育学級での託児
- ・子育てイベントへの参加

⑥放課後児童クラブの充実

現在、18クラブで運営されており、個々のクラブの実情に合った運営が行えるよう支援するとともに、指導員の確保、資質の向上を図るための研修等の支援に努めます。

また、老朽化がみられる施設については、公共施設個別施設計画に基づき、修繕や維持管理を行うとともに、小学校の余裕教室などを活用し、安心して運営が実施できるよう整備に努めます。

⑦児童会館・つどいの広場の充実

井原・高屋・木之子・芳井地区にある児童会館では、対象児童の年齢に応じた乳幼児向けや小学生向けの行事、地域の方と連携した三世代交流事業や、次代を担う中高生とのふれあい交流事業などを開催して、児童の健全な育成に努めています。

また、児童会館のない地区には、「おでかけじどうかいかん」として公民館等に出向いて行事を行っています。

つどいの広場は、主に3歳未満の乳幼児と保護者が気軽に集える身近な交流の場として開設しています。

児童会館には児童厚生員を各館3名、つどいの広場には子育てアドバイザーを2名配置して、子育てに関する相談支援体制の充実を図っており、今後も継続して事業の充実を図ります。

⑧保育園・幼稚園の地域開放

兄弟姉妹の減少や、地域における交流の機会が少なくなっているため、各保育園・幼稚園で異年齢交流や世代間交流事業として園庭などを地域開放しています。

親子の遊びやふれあい、他の親子との交流の場としての活用など、地域の幼児教育センター的な役割を担えるよう推進します。



第1章
計画策定にあたって

第2章
子どもや子育て家庭を
取り巻く状況

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
教育・保育及び地域子ども
と子育て支援事業の量の見込み
と提供体制

第6章
計画の推進体制

資料編

基本施策（3）地域における子育て環境の整備

現状と課題

子どもや子育て家庭が安心して外出できる場所や、外出した際のおむつ替えや授乳できる施設の周知を図り、妊産婦や子ども、子育て家庭に配慮された施設等の情報発信や環境整備が求められています。

また、子ども・若者が安心して暮らせるように、将来も安心して子どもを産み育てることができるよう、犯罪・事故を防止するための取り組みの充実が必要です。

主な施策

①子育てに配慮した環境の整備

乳幼児の保護者の支援として、授乳やおむつ交換等ができる公共施設や民間施設に「赤ちゃんの駅ステッカー」を掲示し、乳幼児の保護者に施設の所在を分かりやすく伝えることにより、安心して外出が楽しめる環境づくりを推進しています。

また、「移動式赤ちゃんの駅事業」として、地域で開催されるイベント等で授乳やおむつ替えのスペースを確保するため、テントやベビーベッド等の物品を貸し出しています。

外出時や施設利用時に保護者が利用しやすい環境整備に努めるとともに、市の行事では子育てサポーターの協力を得て、臨時託児所を設けるなど、子育て中の親子が安心して利用できる場の提供に努めています。

【主な取組】

- ・赤ちゃんの駅事業
- ・移動式赤ちゃんの駅事業

②こどもの遊び場の確保と整備

子どもから高齢者までが四季を通じて自然散策やレクリエーションなどが楽しめ、健康づくりと交流が図れるバリアフリーに配慮した「井原リフレッシュ公園」をはじめとする公園の整備、維持管理を行っています。

③住環境の整備

核家族化が進み、多様化する住環境のニーズに対応し、定住化を促進するため、民間事業者による宅地造成への支援を引き続き実施します。

また、公営住宅については、子育て世帯に対して、入居条件である収入制限を緩和する措置を実施しており、今後も引き続きホームページや市広報、チラシ配布により広くPRを行い、若者・子育て世帯が安心して定住できる環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・分譲宅地開発助成金
- ・公営住宅における子育て世帯に対する入居条件の緩和措置の実施

④社会基盤（道路・交通網、上下水道）の整備

生活者が安全で安心して利用できるよう、道路施設の適切な整備・維持管理、安全でおいしい水の安定供給、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

⑤こどもの年齢に応じた交通安全指導・交通安全を確保するための活動の推進

警察をはじめとする関係機関との連携により、幼児・児童への交通安全指導に努めます。幼稚園では、園児とその保護者で構成する幼児交通安全クラブを通じて交通安全指導を実施し、保育園や小学校では、歩行者及び自転車の交通安全教室を開催するなど、こどもの年齢に応じた交通安全指導を実施します。

また、井原市社会福祉協議会がチャイルドシート等を貸し出しており、こどもの安全を確保するための事業を実施しています。

【主な取組】

- ・交通教室、自転車教室（幼児・児童）
- ・通学路安全点検
- ・チャイルドシート・ジュニアシート・ベビーカーの貸し出し

⑥子どもを事故・犯罪・災害等から守るための活動の推進

地域の自治会やPTA等の団体、ボランティアなどで構成する「子ども見守り隊」による登下校の見守りや地区内の防犯パトロール活動等の取り組みを推進します。

また、「子ども110番」の推進や防犯のための環境整備として、自治会等による防犯灯の設置を促進します。

地域の自主防犯組織（青色防犯パトロール隊等）による防犯資機材（防犯カメラ等）の購入費用の一部を補助し、地域での防犯体制の推進・強化を図ります。

学校においては、「校内ルール」、「わいせつ行為根絶に向けた岡山県公立学校教職員行動指針」、「子どもたちを守る5つの禁止行為」に係る研修を実施しています。「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に関する研修を実施し、「児童生徒性暴力等」の早期発見のための体制整備を推進します。

また、各学校において、子どもたちが災害に適切に対応できる実践的な態度や能力を養うため、防災訓練や避難訓練の充実を図ります。

【主な取組】

- ・子ども見守り隊の活動推進
- ・「子ども110番」の家の推進
- ・防犯灯設置費補助事業
- ・安全安心地域活動活性化支援事業
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に関する研修の実施及び防止・早期発見のための体制整備の推進
- ・学校における安全教育・防災教育の充実

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制【子ども・子育て支援事業計画】

1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載事項

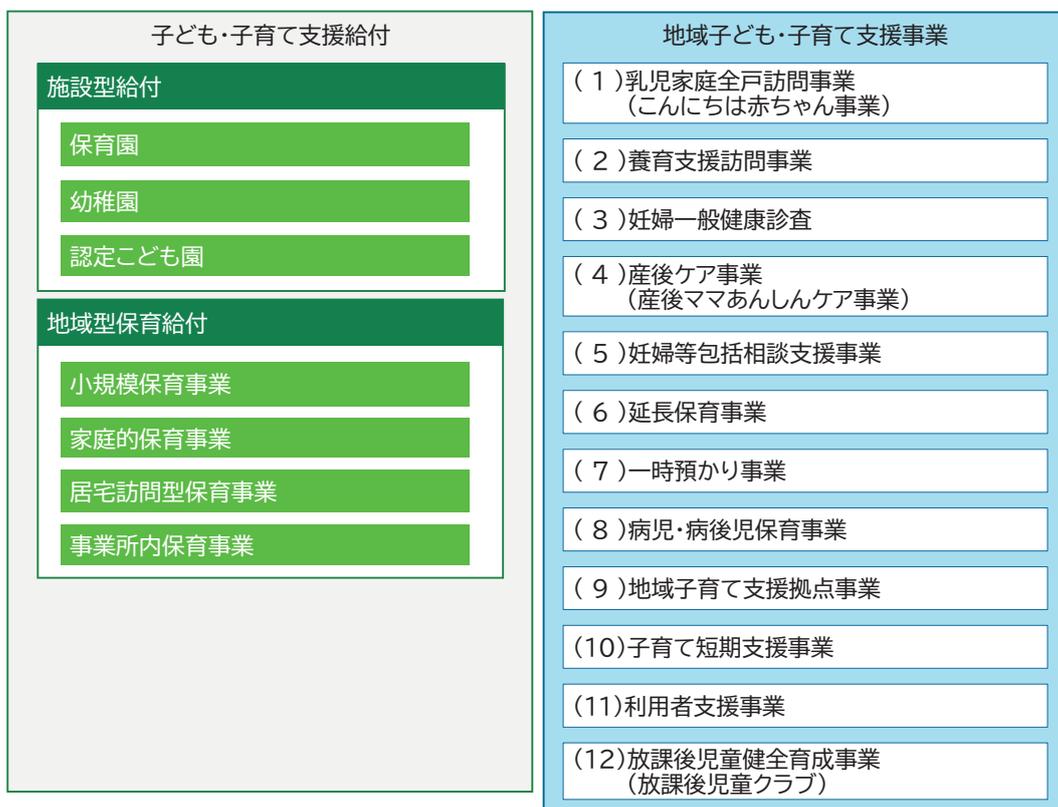
子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、乳幼児期における教育・保育施設について、及び地域の子ども・子育て支援事業について、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」等を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて提供区域等を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。

子ども・子育て支援事業計画に該当する事業

平成27年4月から、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「子ども・子育て支援給付」として、保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育等を利用した場合に、共通の給付制度が導入されました。給付制度には、保育園・幼稚園・認定こども園を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が市町村から給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなっています。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用する場合だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及びこどもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。



2 子どものための教育・保育給付

こどものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 施設型給付と地域型給付

①施設型給付

施設型給付の対象事業は、保育園、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設です。

市町村が利用者の保育の必要性を認定し、保護者個人に対する給付を確実に教育・保育の費用に充てるため、事業者に対し直接給付します（法定代理受領）。

施設名	対 象
保育園	就労等のため家庭で保育できない保護者によって保育する施設で、0歳から就学前のこどもが対象。保護者の就労時間等に応じた認定が必要。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設で、満3歳から就学前までのこどもが対象。
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前のこどもが対象。保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

②地域型保育給付

地域型保育給付は、待機児童の解消とともに、こどもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応したものです。定員19人以下の少人数の単位で、0歳から2歳のこどもを預かる事業で、市町村による確認を受けた保育事業が給付の対象となります。

事業名	事業内容
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育事業	少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
居宅訪問型保育事業	障害、疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1保育を行う。
事業所内保育事業	事業所内にある保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育する。

(2) 教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、子どもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。

認定区分

認定区分	年 齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	満3歳～5歳	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定	満3歳～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園（保育利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

(3) 教育・保育提供区域の設定

本市では通勤に自動車を利用する保護者が多く、どの地区からも送迎可能な範囲に施設があることや、勤務地に近い、あるいは通勤経路上の施設を選択する保護者も多く、居住地区に基づいたニーズとは異なることから教育・保育提供区域を1区域とします。

教育・保育提供区域一覧

区 分	事 業	区域設定
教育・保育事業	保育園 幼稚園 認定こども園	1区域（井原市全体）
地域型保育事業	小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	

(4) 教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画では、井原市子ども・子育て支援ニーズ調査結果及び実績に基づいて算出した各年度における教育・保育の量の見込みと、その提供体制の確保内容と実施時期を記載します。

【事業概要】

幼稚園は13か所あり、全ての園で3歳児教育を行っています（うち、1園は休園中）。また、就労などの理由で標準時間を超えて保育を希望する家庭のために、預かり保育を11園で実施しています。保育園は9か所あり、0歳から2歳児の乳幼児を保育する小規模保育事業所は3か所あります。

【量の見込みと確保方策】

就学前教育・保育施設のあり方について検討委員会を設置し、体制の整備に努めます。

保育園は、保育料の無償化もあり、利用のニーズが高まっており、今後も保育士確保対策等を推進するなど、保育園の支援と保育ニーズの対応に努めます。

●1号認定（3歳～5歳の保育を必要としない認定区分）

	※参考 令和6年4月実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	155	145	140	120	100	80
②確保方策合計（人）		145	140	120	100	80
幼稚園	155	145	140	120	100	80
※参考 幼稚園（施設数/利用定員数）	13/750	13/750	13/750	13/750	13/750	13/750
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

●2号認定（3歳～5歳の保育を必要とする認定区分）

	※参考 令和6年4月実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	482	487	504	467	468	443
②確保方策合計（人）		487	504	467	468	443
保育園		487	504	467	468	443
※参考 保育園（施設数/利用定員数）	9/421	9/428	9/428	9/428	9/428	9/428
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

●3号認定（満3歳未満の保育を必要とする認定区分）

〈3号認定（0歳児）〉

	※参考 令和6年4月実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	43	48	48	47	46	45
②確保方策合計（人）	43	48	48	47	46	45
保育園	38	42	42	42	41	40
小規模保育事業所	5	6	6	5	5	5
※参考 保育園+小規模保育 （施設数/利用定員数）	12/90	12/90	12/90	12/90	12/90	12/90
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

〈3号認定（1歳児）〉

	※参考 令和6年4月実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	150	121	131	126	122	117
②確保方策合計（人）	150	121	131	126	122	117
保育園	133	107	117	112	108	103
小規模保育事業所	17	14	14	14	14	14
※参考 保育園+小規模保育 （施設数/利用定員数）	12/132	12/132	12/132	12/132	12/132	12/132
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

〈3号認定（2歳児）〉

	※参考 令和6年4月実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	152	167	135	147	142	137
②確保方策合計（人）	152	167	135	147	142	137
保育園	137	154	122	134	129	124
小規模保育事業所	15	13	13	13	13	13
※参考 保育園+小規模保育 （施設数/利用定員数）	12/145	12/148	12/148	12/148	12/148	12/148
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

〈合 計〉

	※参考 令和6年4月実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	345	336	314	320	310	299
②確保方策合計（人）	345	336	314	320	310	299
保育園	308	303	281	288	278	267
小規模保育事業所	37	33	33	32	32	32
※参考 保育園+小規模保育 （施設数/利用定員数）	12/367	12/370	12/370	12/370	12/370	12/370
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業については、小学校区の範囲を基本に児童を受け入れている実情から、提供区域を小学校区とします。

小学校区については、井原市立小学校のあり方の検討結果を踏まえて、区域設定についても検討していきます。

その他の事業については、井原市全体を提供区域としています。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域一覧

区 分	事 業	区域設定
地域子ども・子育て支援事業	(1)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1区域（井原市全体）
	(2)養育支援訪問事業	
	(3)妊婦一般健康診査	
	(4)産後ケア事業 (産後ママあんしんケア事業)	
	(5)妊婦等包括相談支援事業	
	(6)延長保育事業	
	(7)一時預かり事業	
	(8)病児・病後児保育事業	
	(9)地域子育て支援拠点事業	
	(10)子育て短期支援事業	
	(11)利用者支援事業	
	(12)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	13区域（小学校区）

第1章
計画策定にあたって

第2章
子どもや子育て家庭を
取り巻く状況

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業の量の見込み
と提供体制

第6章
計画の推進体制

資料編

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、実施率100%を目標とし事業を実施します。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	203	186	186	186	186	186
②確保方策	人	156	186	186	186	186	186
③過不足（②-①）	人		0	0	0	0	0

※1年間における実人数

(2) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

支援の必要が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	31	33	33	33	33	33
②確保方策	人	17	33	33	33	33	33
③過不足（②-①）	人		0	0	0	0	0

※1年間における延べ利用人数

(3) 妊婦一般健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適正な時期に必要な応じた検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

妊婦に対する定期健康診査14回分の助成を行っており、今後もすべての妊婦に対して事業を実施します。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	320	280	280	280	280	280
②確保方策	人	252	280	280	280	280	280
③過不足(②-①)	人		0	0	0	0	0

※1年間における実人数

(4) 産後ケア事業（産後ママあんしんケア事業）

【事業概要】

産後1年以内の産婦と乳児に対して、産後の母体管理や乳房ケア、育児に関する相談などの利用料の一部を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

医療機関や助産院と契約し、支援が必要な母子が利用できるよう、継続して事業を実施します。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	120	132	132	132	132	132
②確保方策	人	120	132	132	132	132	132
③過不足(②-①)	人		0	0	0	0	0

※1年間における延べ利用人数

(5) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦・その配偶者などに対し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みが軽減できるよう、心身の状況や育児環境を把握し、子育てに関する情報提供や相談などを行い、必要な支援につなげます。

【量の見込みと確保方策】

妊娠期から子育て期を通じて、切れ目のない相談事業を行います。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	474	512	512	512	512	512
②確保方策	人	474	512	512	512	512	512
③過不足(②-①)	人		0	0	0	0	0

※1年間における延べ利用人数

(6) 延長保育事業

【事業概要】

保育園等に在籍するこども(2号、3号認定)を、通常の利用時間以外の時間において、延長して預かり、保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

現在、市内11園で実施しており、今後も継続して事業を実施します。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	4,156	3,700	3,700	3,500	3,500	3,500
②確保方策	人日		3,700	3,700	3,500	3,500	3,500
施設数 (保育園)	か所	10	11	11	11	11	11
実施日数	日	292	294	292	294	293	293
定員数	人	30	30	30	30	30	30
③過不足(②-①)	人日		0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用人数

(7) 一時預かり事業

【事業概要】

主として昼間に、保護者のパート勤務・私的都合等により、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園、保育園で一時的に預かり、保育する事業です。

①幼稚園の預かり保育

【量の見込みと確保方策】

幼稚園在園児を対象とした、午後の定期的な預かり保育、又は緊急・一時的な利用については、市内11園で実施しています。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2,495	2,200	2,100	1,950	1,850	1,700
②確保方策	人日		2,200	2,100	1,950	1,850	1,700
施設数 (幼稚園)	か所	11	11	11	11	11	11
③過不足(②-①)	人日		0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用人数

②保育園の一時預かり

【量の見込みと確保方策】

理由を問わず、保護者がこどもを保育できないときに、保育園で一時的にこどもを預かる事業として、市内で実施している保育園は9園あり、定員は48人となっています。令和8年度には定員数の拡大を目指しています。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2,130	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600
②確保方策	人日		2,000	1,900	1,800	1,700	1,600
施設数 (保育園)	か所	9	9	10	10	10	10
定員数	人	48	48	53	53	53	53
実施日数	日	292	294	292	294	293	293
③過不足(②-①)	人日		0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用人数

③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育園などに通っていない家庭の0歳6か月から3歳未満のこどもを対象に、保育園などの施設で、月10時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度であり、令和8年度から全市町村で実施される予定です。

【量の見込みと確保方策】

一時預かりを実施する施設において、空き定員の範囲内での量の確保を見込んでいます。

年齢区分	項目	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	人日	200	200	200	200
	②確保方策	人日	200	200	200	200
1歳児	①量の見込み	人日	200	200	200	200
	②確保方策	人日	200	200	200	200
2歳児	①量の見込み	人日	200	200	200	200
	②確保方策	人日	200	200	200	200
計	①量の見込み	人日	600	600	600	600
	②確保方策	人日	600	600	600	600
施設数 (保育園)	か所		10	10	10	10
定員数	人		14	14	14	14
実施日数	日		200	200	200	200
③過不足(②-①)	人日		0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用人数

(8) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保育園や幼稚園等に通園している子どもが、病気や病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

病後児保育については、市内では1か所で実施しています。

病児・病後児保育施設の利用については、岡山県内での広域相互利用が可能となっており、今後も活用しながら事業を実施します。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2	10	10	10	10	10
②確保方策	人日		10	10	10	10	10
病後児保育事業	人日		10	10	10	10	10
実施箇所（施設数）	か所	1	1	1	1	1	1
定員数	人	2	2	2	2	2	2
実施日数	日	242	243	241	244	242	245
③過不足（②-①）	人日		0	0	0	0	0

※人日：市内施設での1年間における延べ利用人数

(9) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育園、児童会館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

地域子育て支援拠点として、井原市子育て支援センター（甲南保育園内）、たかや子育て支援センター（高屋南保育園）、つどいの広場、児童会館を設置しており、今後も継続して専任の職員を配置し、出前保育、育児相談・育児講座等を実施します。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	19,710	18,400	17,800	16,900	16,000	14,900
確保方策	か所	7	7	7	7	7	7

※人日：1年間における延べ利用人数

(10) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、児童養護施設等の施設に入所、又は里親などに委託して保護を行い、こども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

本市では、令和7年度から施設に事業を委託し実施する予定です。

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日		56	56	56	56	56
確保方策	人日		56	56	56	56	56

※人日：1年間における延べ人数

(11) 利用者支援事業

【事業概要】

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

子育て支援課に保育コンシェルジュを配置し、子育て支援事業や保育所等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等も行います。

また、令和7年度から、こども家庭センターを設置し母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援を行います。

●基本型

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1	1

●こども家庭センター型

項目	単位	※参考 令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所		1	1	1	1	1
確保方策	か所		1	1	1	1	1

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が仕事などで留守の家庭の児童を対象に、学校・家庭・地域の協力のもと、授業終了後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

現在、市内には18か所の放課後児童クラブがあります。老朽化や民間施設の借り受けなど整備が必要な施設については、小学校の余裕教室を活用して整備に努めます。

項目	単位	※参考 令和6年4月実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み合計	人	510	533	519	521	512	499
低学年	人	375	394	385	387	381	376
高学年	人	135	139	134	134	131	123
②確保方策	人		533	519	521	512	499
施設数	か所	18	18	18	18	18	18
※参考 受入可能数	人	706	706	706	706	706	706
③過不足（②-①）	人		0	0	0	0	0

確保方策（小学校別）

小学校	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高屋小学校	人	75	74	73	75	69
大江小学校	人	18	17	16	15	13
稲倉小学校	人	20	21	20	21	19
県主小学校	人	11	10	9	7	8
木之子小学校	人	25	25	26	24	27
荏原小学校	人	21	19	19	18	18
西江原小学校	人	82	80	80	78	74
野上小学校	人	9	7	5	5	3
青野小学校	人	16	16	15	15	18
井原小学校	人	41	38	37	36	35
出部小学校	人	141	144	151	152	158
芳井小学校	人	54	50	53	50	43
美星小学校	人	20	18	17	16	14
合計	人	533	519	521	512	499

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一緒に受けることができる認定こども園は、教育・保育の選択肢の幅を広げる施設の一つです。

施設のあり方については、地域や保護者のニーズを的確に把握することや、就学前児童の推移数、施設の状況等を十分に考慮し、就学前教育検討委員会や就学前教育・保育施設のあり方検討委員会の答申に基づき研究します。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士等の合同研修会の実施を継続し、こどもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行います。

また、地域子ども・子育て支援事業においては、身近な場所で子育てに関する相談支援を行う場所を充実させるなど、地域で安心してこどもを生き育てられる環境づくりに努めます。

(3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整を図り、連携、協働の体制の充実に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、施設・事業者等との十分な協議・調整のうえ、給付方法の検討を行うとともに、円滑な実施の確保に向けた取り組みを行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県との連携や情報共有を図りながら取り組みます。

第6章 計画の推進体制

1 市の推進体制と進行管理

本計画は、関係各課、関係機関との連携を図りながら執行し推進します。

本計画の円滑な計画の推進を図るため、PDCA（計画・実行・評価・改善）に基づき、定期的に事業の評価を行い、施策の改善に努めます。

2 地域における取り組みや活動との連携

子育てを家庭だけでなく地域社会全体の問題として捉え、課題解決ができるよう行政をはじめ、家庭、学校・園、地域、企業や関係機関・団体がそれぞれの役割を認識し、連携をより一層強化し、計画の推進に努めます。

■家庭の役割

子育ての基本が家庭にあることを認識し、基本的な生活習慣や社会的な規範意識を身につけるよう促すとともに、こどもの人権を尊重しながら、個性や能力を伸ばすよう努めます。

■学校・園の役割

一人ひとりのこどもの個性を尊重しながら、きめ細かな指導の充実、確かな学力と健やかな心身の育成に努めます。また、集団生活を通じて、基本的な生活習慣や社会的な規範意識を身につけるよう指導するとともに、他人を思いやる心を育むよう努めます。

■地域の役割

地域のこどもは地域で見守り育てるという意識を持ち、子育て家庭や学校、関係機関との連携を図ります。

また、こどもたちに様々な体験と触れ合いの場を提供し、地域全体で子育て支援に取り組むよう努めます。

■企業や関係機関・団体の役割

男女が協力して家事や育児に参加できるよう労働時間の短縮、育児休業等各種制度の充実等を行うことで、仕事と家庭の両立の支援に努めます。

■行政の役割

地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的かつ計画的に展開します。

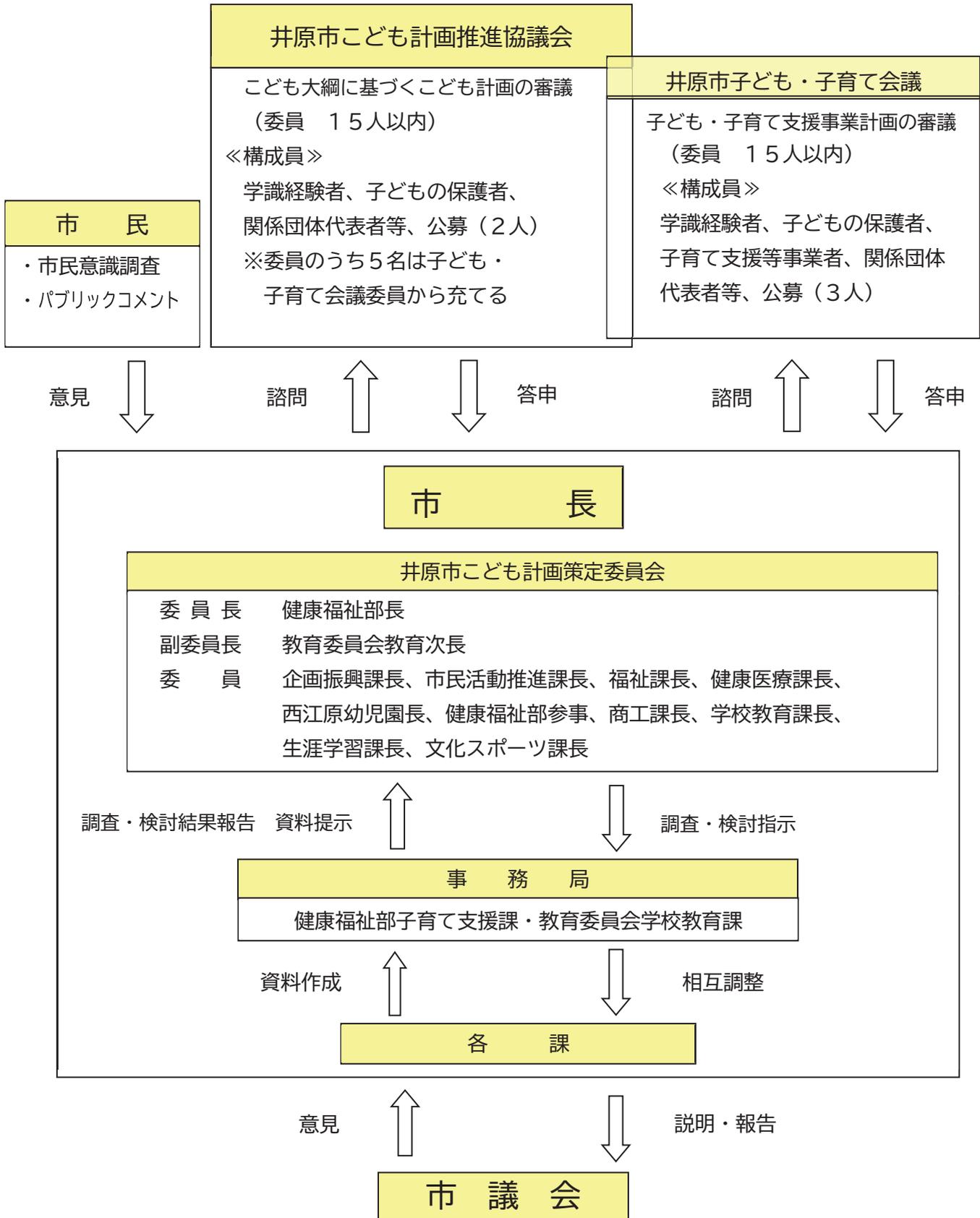
また、子育て支援活動を行うボランティア団体等の育成を促進するなど、引き続き、子育て家庭を取り巻く環境の整備や子育て支援の意識啓発に努めます。

3 市民及び関係団体等への広報・啓発

本計画について、市民や関係機関・団体、事業所等に対して広報誌やホームページ等で広報を行うなど、計画内容について様々な機会を利用して周知に努めます。

資料編

1 策定体制



第1章
計画策定にあたって

第2章
取り巻く状況を

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業の量の見込み
と提供体制

第6章
計画の推進体制

資料編

2 策定の経過

日 程		内 容
令和5年度	12月20日	令和5年度 井原市こども計画策定委員会 (こども計画の策定、策定体制、策定スケジュール、アンケート調査内容について)
	2月3日 ～2月16日	井原市子育て支援に関するアンケート調査・こどもの生活実態調査・青少年の意識等に関する調査の実施
	3月19日	令和5年度 井原市子ども・子育て会議 (子育て支援事業の実施状況、こども計画の策定、アンケート調査速報版について)
令和6年度	7月2日	令和6年度 第1回井原市こども計画策定委員会 (こども計画の策定、こども大綱、策定スケジュールについて)
	7月16日	令和6年度 第1回井原市こども計画推進協議会 (諮問、こども計画の策定、こども大綱、策定スケジュールについて)
	7月16日	令和6年度 第1回井原市子ども・子育て会議 (諮問、こども計画の策定、こども大綱、策定スケジュールについて)
	8月30日	令和6年度 第2回井原市こども計画策定委員会 (計画骨子案検討)
	9月26日	令和6年度 第2回井原市子ども・子育て会議 (計画骨子案検討)
	9月30日	令和6年度 第2回井原市こども計画推進協議会 (計画骨子案検討)
	10月23日	令和6年度 第3回井原市こども計画策定委員会 (計画素案検討)
	11月5日	令和6年度 第3回井原市こども計画推進協議会 (計画素案検討)
	11月5日	令和6年度 第3回井原市子ども・子育て会議 (計画素案検討)
	12月2日	井原市議会12月定例会において報告
	12月16日～ 令和7年1月15日	パブリック・コメント実施
	2月14日	令和6年度 第4回井原市子ども・子育て会議 (計画案検討、答申)
	2月14日	令和6年度 第4回井原市こども計画推進協議会 (計画案検討、答申)

3 子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、井原市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (3) 各種関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則（令和5年3月31日条例第19号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

子ども・子育て会議委員

役 職	氏 名	所 属
会 長	宗 高 弘 子	学識経験者（元就実大学教授）
副 会 長	細 羽 博	保育協議会
委 員	藤 森 恵 美 子	学識経験者（元幼稚園教諭）
委 員	三 宅 智 春	保育園保護者
委 員	藤 本 幸 江	幼稚園保護者
委 員	柚 木 粧 子	母親クラブ
委 員	妹 山 典 子	校 園 長 会（幼稚園代表）
委 員	小 田 真 一	校 園 長 会（小学校代表）
委 員	西 田 典 子	児童クラブ運営委員会
委 員	多 賀 美 幸	愛育委員連合会
委 員	佐藤須賀則	商工会議所
委 員	北 村 容 子	自立支援協議会
委 員	森 正 子	公募
委 員	妹 尾 葉 子	公募
委 員	山下唯起子	公募

4 こども計画推進協議会設置要綱

第1章
計画策定にあたって

第2章
こどもや子育て家庭を
取り巻く状況

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業の量の見込み
と提供体制

第6章
計画の推進体制

資料編

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画（以下「計画」という。）を策定することとし、その策定に当たり、井原市こども計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 井原市子ども・子育て会議条例（平成25年井原市条例第25号）第3条に規定する委員
- (4) その他市長が適当と認める者

(組織)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課及び教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、最初に開かれる協議会は、市長が招集する。

こども計画推進協議会委員

役 職	氏 名	所 属
会 長	中 山 芳 一	学識経験者（元岡山大学准教授）
副 会 長	細 羽 博	保育協議会
委 員	妹 山 典 子	校 園 長 会（幼稚園代表）
委 員	小 田 真 一	校 園 長 会（小学校代表）
委 員	貝 畑 和 明	校 園 長 会（中学校代表）
委 員	西 田 典 子	児童クラブ運営委員会
委 員	鳥 越 大 輔	P T A 連 合 会
委 員	薬 師 寺 真	倉敷児童相談所
委 員	井 上 京 子	主任児童委員
委 員	大 月 仁 志	社会福祉協議会
委 員	佐 藤 須 賀 則	商工会議所
委 員	池 田 寛 子	公募
委 員	片 山 智 紀	公募

5 諮問書

令和6年7月16日

井原市子ども・子育て会議
会長 宗高弘子 殿

井原市長 大舌 勲

井原市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、第3期井原市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、井原市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、貴会議の意見を求めます。

第1章
計画策定にあたって

第2章
子どもや子育て家庭を
取り巻く状況

第3章
計画の基本的な方向

第4章
計画の基本施策

第5章
教育、保育及び地域子ども
子育て支援事業の量の見込み
と提供体制

第6章
計画の推進体制

資料編

令和6年7月16日

井原市子ども計画推進協議会
会長 中山 芳 一 殿

井原市長 大 舌 勲

井原市子ども計画の策定について（諮問）

子ども基本法第10条第2項の規定により、井原市子ども計画を策定するにあたり、
井原市子ども計画推進協議会設置要綱第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

6 答申書

令和7年2月14日

井原市長 大舌 勲 様

井原市子ども・子育て会議
会長 宗高 弘子

井原市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

令和6年7月16日付けで諮問のありました、第3期井原市子ども・子育て支援事業計画について、本会議にて、委員それぞれの見地から慎重に審議を重ね、取りまとめましたので、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 本計画における基本理念「すべての子ども・若者が個人として尊重され、健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられるまち・いばら」は、全ての子ども・若者が個人として尊重され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指すものです。
この基本理念に基づいた取組を推進してください。
- 2 計画の推進にあたっては、関係機関との連携を十分に図り、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に努めてください。

第1章
計画策定にあたって第2章
こともや子育て家庭を
取り巻く状況第3章
計画の基本的な方向第4章
計画の基本施策第5章
教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業の量の見込み
と提供体制第6章
計画の推進体制

資料編

令和7年2月14日

井原市長 大 舌 勲 様

井原市こども計画推進協議会
会 長 中 山 芳 一

井原市こども計画の策定について（答申）

令和6年7月16日付けで諮問のありました、井原市こども計画について、本協議会にて、委員それぞれの見地から慎重に審議を重ね、取りまとめましたので、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 本計画における基本理念「すべてのこども・若者が個人として尊重され、健やかに成長し、安心してこどもを生き育てられるまち・いばら」は、全てのこども・若者が個人として尊重され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指すものです。
この基本理念に基づいた取組を推進してください。
- 2 計画の推進にあたっては、関係機関との連携を十分に図り、こども・若者・子育て家庭への支援の充実に努めてください。

井原市こども計画

令和7年3月

発行：井原市

〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1

TEL：0866-62-9517

FAX：0866-62-9310

HP：<https://www.city.ibara.okayama.jp>